

1 議 事 日 程（第2日）

（平成28年第2回有田川町議会定例会）

平成28年6月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
5 番	森 本 明	6 番	殿 井 堯
7 番	佐々木 裕 哲	8 番	岡 省 吾
9 番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

5 番	森 本 明	13番	湊 正 剛
-----	-------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	早 田 好 宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教 育 委 員 長	堀 内 千 佐子	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

平成 2 8 年第 2 回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①今後の有田川町をどのように支えていくのか各担当部長、課長に意気込みを問う
2	辻岡俊明	①今年度「子ども議会」取り組みについて ②全国学力テストの結果公表について
3	岡 省吾	①選挙権年齢の 1 8 才以上に引き下げる公職選挙法改正に関連して ②「日本一の山椒の里」今後の振興策について ③公共交通機関の今後のあり方について
4	小林英世	①有田川町の防災計画 ②指定避難所について ③A E Dについて
5	増谷 憲	①防災・災害対策について ②公共交通のあり方について
6	堀江眞智子	①保育に対する考え方 ②きび森の保育所北側の道路について ③きび体育館の駐車場について

8 議事の経過

開議 9 時 3 0 分

○議長（佐々木裕哲）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 6 人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか 1 2 人であります。

…………… 日程第 1 一般質問……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 1、一般質問を行います。

配付のとおり、6 名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

…………… 通告順 1 番 6 番（殿井 堯）……………

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の一般質問は一問一答方式です。

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

ただいま、議長の許可がございましたので、一般質問に入らせていただきます。

4 月、町長からの辞令が出て、本日、この議会に登壇された新任の課長、また部長も登壇されておると考えておりますが、傍聴席を見ましても、本年、我が有田川町に新入生として来られた新入職員さん、傍聴していただいているということで、やはりさわやかですね。なるべくなら、傍聴席めがけて一般質問を 1 時間やりたいのだけれども、そういうわけにもいきませんので、本来の一般質問に入らせていただきます。

平成 28 年度予算、151 億 9,000 万円、大きなプロジェクトの工事が済んだ割に、予算額が下がりません。平成 18 年の 1 月 1 日に合併いたしまして、168 億円、合併特例債も使って予算を組みました。168 億円という予算は和歌山県下の市町村、相対でも 5 番ぐらいの予算、大変膨大な予算です。だから、町としても抜けております、有田川町は。これも合併特例債のおかげだと思いますけれども、平成 19 年になっても 168 億円、だから平成 20 年には 170 何億円、過去 10 年間で最低が平成 26 年度の 153 億円でしたか。初めて 150 億円まで下がりました。今年度の予算、151 億円というのは、これも 2 回目の 151 億円です。151 億円という予算は、町の予算としては大変高額な予算であります。その予算に対して中山、山崎ラインが、合併して 10 年間この予算をこなし、また職員さん方の一層の努力によって、この予算を過去 10 年間、こなしてきました。でも合併特例債もぼちぼち予算価額が底をついてきました。大きなプロジェクトの工事もなるべく多くこなしてきてくれていると思いますが、今後、初めてこの議会に登壇されている部長、課長並びに町長、副町長の決意、今後、このような大きな予算をどう対処していくかということで、全員、部長、課長に今回の一般質問で答弁を求めました。まず、部長、課長の答弁をしてくれると思いますけれども、町長に最後に、その部長、課長の総括という意味で、町長にもお答え願いたいということで、今回の質問に至ったわけです。

なお、部長、課長については、自分のところの部轄、自分のところの持った何をげんなく答弁してもらえば結構だと思います。

2 問目に、その答弁を聞いて質疑、応答させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。これで 1 回目の質問を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

おはようございます。消防長の栗栖誠でございます。よろしくお願いします。

殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

消防は国民の生命、身体及び財産を火災等から保護し、またその災害を軽減する、並びに災害による傷病者を適切に搬送することを任務としております。有田川町の住民の皆様が安心して暮らせるまちづくり、消防に対する負託に応えるためにも、消防

団とともに連携を協力し、火災や事故、救急、急病などの災害から皆様の命を守る機関として町長初め、関係部局と連携しまして、より一層職員一丸となりまして、信頼される組織になっていきたいと思います。どうか今後も議会議員の皆様には御支援と御協力、御指導をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

おはようございます。総務政策部長の中裕です。よろしくお願いします。

殿井議員の御質問にお答えします。

総務政策部では、議会に関すること、統計及び広報に関すること、電子計算機及び保有情報に関すること、選挙事務に関すること、防災対策に関すること、総合計画に関すること、予算、その他財政に関すること、人事、給与に関すること、行財政改革に関することなどなどについて、総務課、企画財政課で取り組んでおります。

その中でも本年度は防災対策、まち・ひと・しごと総合戦略に取り組み、また持続的な財政の健全化に特に注意して取り組んでいきたいと思っております。

本年4月に起こった熊本地震では死者49人、行方不明者1名、負傷者1,600人以上で、住宅被害は一部破損を含めると9万8,000棟以上になり、また土砂災害等による道路の崩壊が多数発生しました。今後、30年以内に発生する確率が60%から70%と言われている東南海・南海地震において、津波による被害は少ないとしても、今回の熊本地震による被害の状況を教訓に、災害に対する備えをさらに強化して取り組んでいきたいと考えております。

次に、有田川町まち・ひと・しごと総合戦略についてであります。少子高齢化や過疎化が深刻な問題となる中で、2060年、人口2万人以上を達成するため、平成31年までの5年間を計画期間として、平成27年10月に、有田川町まち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。総合戦略の柱である、女性が住みたいまちづくり、地域の魅力を生かした住民主体のまちづくり、ずっと住みたいまちづくりを重点プロジェクトとして、国の交付金も活用しながら、町民の方と共同で取り組んでいきたいと思っております。

3つ目といたしまして、持続的な財政の健全化についてであります。合併して10年が経過し、本年度より普通交付税の合併算定替えの特例による優遇額が段階的に1割、3割、5割、7割、9割が減額され、平成33年には特例による優遇はなくなることとなります。平成27年度の普通交付税額、60億4,488万3,000円のうち、7億6,927万2,000円が合併算定替えによる影響額となっています。以前は10億円以上の影響があったと言われていましたが、近年の制度見直し等により、7億7,000万円弱となっていますが、当町にとっては大きな一般財源の減収とな

ります。今までも経常的な経費の削減に取り組んできましたが、さらなる経費の削減や収入の確保に取り組んでいかなければと考えておりますので、どうか皆さん、御理解のほど、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

おはようございます。福祉保健部長の早田でございます。よろしくお願いいたします。

殿井議員の御質問にお答えいたします。

福祉保健部につきましては、やすらぎ福祉課、長寿支援課、健康推進課で構成されております。やすらぎ福祉課におきましては、窓口業務としまして、来庁者がワンストップで要件が済ませるよう、できる限りの対応を行ってまいります。また、障害者福祉等の事業につきまして、引き続き実施してまいります。

この中で、本年4月1日の障害者差別解消法施行に伴いまして、有田川町職員対応要領の本年度作成に取り組みますとともに、制度の周知を図ってまいります。

長寿支援課におきましては、平成29年4月より介護保険事業の予防給付のうち、訪問介護、通所介護が市町村の実施する日常生活支援総合事業に再編されることになっておりまして、円滑に移行できるよう取り組んでまいります。

また、本年度より県に対し、リハビリ職などの専門職の派遣要請を行い、主に要支援認定者の機能回復に努め、支援の必要な高齢者が少しでも自立した日常生活を送れるよう取り組んでまいります。

あわせて、現在、実施している、いきいき百歳体操や、高齢者運動指導事業などの介護予防事業につきましても、引き続き実施してまいります。

健康推進課におきましては、健康づくり活動の推進と、保健事業の充実を図り、町民の皆さんが健康で暮らしていけることを目指して、業務を進めてまいります。まず、病気等の早期発見、早期治療のため、特定健診やがん検診の受診者の増加に努めるとともに、予防接種事業を行ってまいります。また、子育て環境を充実するため、育児等に不安を抱える家庭の支援相談等を行ってまいります。

福祉保健部、職場全体といたしましては、住民の皆様に対しまして、懇切丁寧な対応とできる限り迅速な事務処理に努めるとともに、日ごろから職員同士のコミュニケーションを心がけ、報告、連絡、相談がスムーズに行える職場づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

おはようございます。

殿井議員の御質問にお答えいたします。

住民税務部としましては、まず1点目として、町税の収納対策であります。町税は町の政策を実施する上で必要な自主財源の根幹でありまして、その安定的確保が不可欠であると認識しております。そのために、収納率の向上並びに滞納者対策については、最重点課題として取り組んでいるところでございます。

本町の収納率は県下的にも高水準を保っておりますが、監査委員さんの御意見にも常にございますとおり、租税負担の公平性を確保する上で、納税指導など、徴収体制の強化を図り、収納率の向上に、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、収納確保に向けた基本方針としまして、年間の徴収計画を立て、新たな滞納者を抑制するため、早期の段階に電話催告、隣戸訪問を行い、長期滞納者には隣戸訪問を中心とした納税指導を行い、その結果、滞納者の生活実態を認識した上で、やむを得ない理由で一時的に納付が困難な方と、悪質な滞納者とを見きわめた上で、納付誓約不履行者や納税指導に応じない悪質な滞納者には財産調査等を行い、差し押さえの実施と和歌山地方税回収機構への移管も引き続き実施してまいり、今後とも町税の安定的確保を図るために、これまでの取り組みをさらに強化いたしますとともに、県における市町村と一体となった滞納対策の推進などの動向を的確に把握しながら、今後とも収納率の向上や、滞納対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目としましては、医療費助成の推進であります。乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の助成につきましては、県から2分の1の補助を受けて実施しております。今後とも町民のため、この制度の継続、拡充を県に働きかけてまいります。また、町単独事業の小中学生を対象とした、こども医療費の助成も実施しております。これにつきましても、県からの補助を要望してまいります。今後とも安心して子どもを産み、育てていただける一助として、制度の維持を図ってまいりたいと考えております。

また、兼務しております会計管理者としましては、執行機関に対しての内部牽制役として、公金の収納及び支出に関し、法令や条例などに基づき、適正な予算執行、事務処理が行われているか、しっかり審査し、公正で公平な出納事務に努め、正確、迅速、確実に会計管理を行い、本町の各種行政サービスを会計管理の面から担ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

改めまして、おはようございます。教育部の山田でございます。どうかよろしくお願いいたします。

殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

教育部はこども教育課と社会教育課の2つの課になっております。教育部の課題につきましては、多岐にわたります。基本的な考えといたしましては、いきいきとした暮らしを育むまち、いつまでも住み続けたいまちを目指し、地域みんなで子育て、教育を推進するとともに、多様な学習や文化、スポーツ活動の充実を図っていきます。

1つ目といたしまして、活力と効果のある元気な学校教育の展開。2つ目といたしまして、心豊かさを育む社会教育の推進。3つ目といたしまして、歴史、文化振興とスポーツ活動の充実。4つ目といたしまして、地域子育て支援の充実。以上、4つを柱として考えております。合併による財政的支援が減少していく財政状況の中、地域創生推進交付金、またその他の補助金等を模索しながら、今後もスクラップアンドビルドを基本に、課題に取り組んでいきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木 勝君。

○建設環境部長（佐々木 勝）

殿井委員の御質問にお答えいたします。

私ども、建設環境部には4課ございますが、まず建設課からお答えいたします。町が行う事業で、既に着手しております道路や農道、ため池、林道等については早期に完成し、地域の利便性、農林作業の効率化を高められるよう取り組んでまいります。国道、県道の整備及び河川の改修工事につきましては、改修促進協議会等、関係機関と連携し、地域活性化及び町民の命と暮らしを守るため、1日も早い着手、完成に向け、国、県等への要望活動等の取り組みを進めてまいります。町道の補修工事や部分的な改修工事につきましては、危険度、緊急性、また効果等を勘案し、基本的には優先度の高いものから着手したいと考えております。

次に、下水道課でございます。公共下水道施設の整備事業につきましては、浄化センター処理施設の増設工事につきましては、本年度中に完成いたします。管路整備については、出地区及び西丹生岡地区に着手し、平成33年度完成を目指し、生活基盤の整備を推進し、快適に暮らせるまちづくりを図ってまいります。

また、人と自然に優しい生活環境をつくるため、広報活動やチラシの配布、イベントの開催等を行い、下水道が担っている役割を理解していただき、早期に接続していただけるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

続いて、水道課でございます。水道は住民生活を支える重要なライフラインであります。日常の利便性を確保し、災害にも対応できるよう、施設の耐震化及び耐震管への移設替え工事を推進するとともに、施設管理やパトロールを強化し、迅速に対応できる体制を構築し、安全で安心できるおいしい飲料水を安定的に供給するよう取り組みます。

また、未普及地域である、生石地区の簡易水道施設の整備や、清水地区の簡易水道施設の統合整備につきましては、引き続き事業を推進してまいります。

さらに、現在の浄水場及び管理棟、電気計装設備は老朽化しており、将来を見据えた新しい施設を整備する必要があります。今年度に基本計画の作成に着手し、水道水をより安定供給できるよう取り組みをスタートいたします。

また、貴重な水資源を無駄にしないため、漏水調査を実施し、有収率の向上に努めてまいります。

最後に、環境衛生課です。住民のごみ減量、リサイクル意識の向上を図ることにより、コンポストの無料貸与制度や、生ごみ処理機の購入に対する補助制度の利用を広げ、生ごみの減量に取り組むとともに、資源ごみ分別の徹底をお願いし、引き続き、ごみの有償化を図り、ごみ処理費用の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、山林地や夏場の河原などへの不法投棄対策に取り組みます。警告看板や監視カメラの設置などを行い、ごみを捨てさせないまちづくりに努めます。

また、低炭素社会の実現に向け、太陽光や太陽熱利用設備への補助を引き続き行うとともに、民間事業者の再生可能エネルギー設備導入には、地域住民の意見を十分に反映させながら協力していきたいと考えております。

建設環境部といたしましては、有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げています、ずっと住みたいまちをつくっていくための施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

産業振興部長の立石でございます。よろしくお願いいたします。

殿井議員の御質問にお答えいたします。

産業振興部には商工観光課、産業課、地籍調査課の3課がございまして、有田川町の産業振興に係る業務を担っております。

最初に商工観光課の取り組みに関しまして御説明いたします。1つ目の目標は入り込み客の増加であります。昨年度、合併10周年を記念いたしまして、Sweet 10有田川町2015の各種イベントによりまして、数多くの皆様方に有田川町の魅力を再発見していただけたものと思っております。当町には大がかりなレジャー施設等はありませんが、都会では味わうことのできない文化財、地域産業や特産物、四季折々に楽しめる豊かな自然等、多様な観光資源がございます。引き続き、この観光資源を結びつけた周遊観光ルートの形成、滞在、体験型リゾートの充実を図ってまいります。既に鉄道公園では有田川町鉄道保存会によりまして、旧有田鉄道車両への乗車体験、運転体験等が行われており、全国から鉄道マニアの方々が訪れ、楽しんでいた

だいているところであります。

2つ目には、主要都市で行われているイベントへの参加によるPR活動等により、誘客を推進することとあります。町内の特産品や美しい景観等を主要都市で紹介いたしまして、観光施設等への誘客とリピーターの確保につなげてまいります。

3つ目には商工会等と連携し、魅力ある店づくりを推進します。農林業や観光業と連携した特産品の研究、開発や商業振興など、他産業との協業による商業活動の活性化等を支援いたします。

続きまして、産業課の取り組みについて説明いたします。まず、農業振興であります。近年、有田川町にも過疎高齢化の波が押し寄せ、一部の地域を除いて、大変深刻な問題となっております。特に中山間地の農業につきましては、従事者の高齢化及び担い手不足、耕作放棄地の拡大などの課題が山積しており、地域が一体となって農業の多面的機能を維持、発揮し、課題の解決に取り組む必要がございます。昨年度に引き続き、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払事業等の各種補助事業を展開することにより、課題の解決に取り組んでまいります。また、遊休農地、耕作放棄地等が年々増加している中、農地銀行、農地中間管理機構への積極的な推進を行うため、今年度、農業振興地域内の利用状況調査を行うこととなっております。利用意向調査、荒廃農地の確認及び中間管理機構へのあっせん等、調査員10名程度を雇用して、現地調査を行う予定であります。

続きまして、近年、被害の拡大が続いております鳥獣被害につきましては、鳥獣害防止対策事業補助金、有害鳥獣補助補償費等を猟期中も実施し、対策に努めます。

続きまして、林業についてでございますが、林業従事者においては高齢化と後継者不足のため、減少の一途をたどっています。また、長期に低迷している木材価格の影響から、林家の育林への投資も十分に行われていないのが現状であります。有田川町流域の水源林としての機能、土砂災害の防止機能、地球温暖化防止機能等、多くの多面的機能が著しく低下しておるとおられます。本来持つべき森林の多面的機能の発揮を促すためにも、森林整備に力を入れ、推進していくことが重要であります。環境林整備事業等の補助事業を活用し、森林組合及び林業事業体による森林整備を支援いたします。また、間伐等により発生した林地残材の有効利用につきましても検討してまいりたいと思っております。

最後に、地籍調査事業につきましては、平成27年度の進捗率で約64%となっております。長期総合計画に目標として挙げております50%を既に大きく上回っておりますが、これまでの進捗率を落とすことなく、早期完了を目指し取り組んでまいります。今年度につきましては、7地区の一筆地調査、面積にしますと14.41平方キロメートルを計画し、実施にかかるところであります。また、山間地の調査に加え、立会者の高齢化等により、近年、調査中の事故が毎年のように発生しております。調査中の事故防止のため、安全防具の装着はもとより、安全に対する啓蒙に努めます。

また、現場担当者には事故発生時に迅速かつ正確に対応するための救急講習を受講させ、現場の安全に努めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

企画財政課長、中屋正也君。

○企画財政課長（中屋正也）

企画財政課長の中屋と申します。よろしくお願いいたします。

殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

企画財政課は主に人事業務、企画業務、財政業務を行っています。平成27年10月に、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、人口減少を食い止めるために、地方創生先行型交付金の交付を受け、子育て支援事業や観光振興事業、地域しごと支援事業などを行ってきました。今後は町民の意見をもっと多く取り入れ、1人でも人口をふやせるような町民主体のまちづくりを行っていきたいと考えております。

また、第1次有田川町長期総合計画が平成28年度で終了するため、第2次の有田川町長期総合計画を平成29年度から平成38年度を目標年度として、有田川町の未来の展望に立った将来像を策定するために、各部局と協議しながら策定を進めていきたいと考えております。

そして、本町の財政状況につきましては、平成26年度決算において、健全化判断比率などは基準値内にあるものの、平成28年度から普通交付税の合併算定替えの算定額が段階的に縮減されるため、一般財源の大幅な減少が予想されます。

また、公共施設の老朽化による整備も必要となり、今後の財政運営は厳しさを増すものと見込んでおります。

そのため、合併特例債及び交付税の合併算定替えの期限が終了する平成33年度の予算規模の縮小への対応が最重要課題となっています。これらを克服するために、さらなる合理化、事務事業の徹底した見直しを行い、この課題を全ての職員が認識した上で、より一層経費削減、効率化を行い、健全財政を維持できるように頑張りたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

総務課長、竹中幸生君。

○総務課長（竹中幸生）

総務課長の竹中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、殿井議員の質問にお答えさせていただきます。

総務課では自治会、選挙、情報管理、統計調査、公有財産管理など、担当業務が多岐にわたっておりますが、中でも住民皆様の安心、安全な生活にかかわる防災、消防、交通安全、防犯などの業務を受け持っております。最近では特に、震災、洪水、土砂災害などの自然災害や、交通事故、犯罪、火災などの人為的な災害といったリスクに

対する不安が注目される中、これらのリスクを軽減していき、住民皆様の不安を少しでも取り除き、安心、安全な暮らしを実現するために、課員とともに取り組んでまいりたいと思います。皆様におかれましては、御協力、御指導のほどを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員にお答えします。

部長の答弁を聞いて、総括せよということであります。御指摘のとおり、合併してから、もう10年たちました。おっしゃるとおり、予算規模としましては、この10年間、県下30市町村ありますけれども、いつでもベスト7内の大型予算を組んでまいりました。これには合併のときの特例債というのをいただけて、それを使ってできるだけ、この期間内に合併したときの3地域の課題についてやっていこうということで、大型予算を組んでまいりました。この大きな予算がいつまで続くんよと言われてれば、議員がおっしゃるとおり、算定替えの特例というのがあって、もう今年度から最終の5年間にかかります。平成28年度から平成33年度まで5年間をかけて、その特例がだんだんと減らされてゼロになります。今のところ、当初は12億円ぐらい影響額があるだろうと言われてたのですが、いろいろな陳情等々をして、我が町としては基本的には庁舎は1カ所、消防署も1カ所というようにいろいろな条件があったのですが、庁舎については3カ所、消防署については2カ所等々、総務省で認めていただいて、12億円ほど減るというやつが、現在、7億円ぐらいまで減らせてきております。これは全国、地方の財源というのは、非常に合併もたくさんしたところもあるし、非常に厳しいところばかりでありますので、今後も合併の特例の期限が切れるまでに、もう少し総務省に見直していただけるように、これは全国町村会挙げて取り組む問題だと思っております。

また、予算についても今は、何年か前から各課、部に枠配分ということで、1年間の予算を決めて配分しております。その中で、各課、部、個々に目標管理シートというのを作成して、その目標に向かってずっと1年間取り組んできております。最後にはこれは検証して、どのぐらい管理シートに書かれていたことが達成できたかという検証もやっていっております。いずれにしても財政的には非常に厳しくなるので、これからはいかにして職員が頑張るかということと、もう少し自主財源等々もふやしていかなければ乗り切れないなという感じを持っております。

とにかく、町民の方々に迷惑のかからないように、削ることはできますけれども、余り削っても町民の皆さんに迷惑がかかるようなことがあってはならないということで、とにかくかからない範囲内で、もう少し機構の改革であったり、職員のやる気であったり、そういうのをしながらやっていきたいと思っています。

各部長とは月に1回、庁議という形でいろいろな連携をとらなあかんということで、各部長を1カ所に寄せまして、月に1回、庁議というのを行っています。その中でそれぞれの部の課題を出してもらい、それにこれから取り組んでいくようなこともやっていきたいなと思っています。

それから、きょうはこの後ろに新人職員、今、勤務中でありますけれども、この議場に参加させております。恐らく将来のために非常にいい勉強になるだろうということで、勤務中にもかかわらず参加させております。その点も御理解いただきたいと思っています。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

ただいま、議会に出てこられている課長、部長さんの意気込み、なぜ毎年、この6月に聞くかということについて、新たに登壇されている各課長、部長さんがございます。まして、今、町長が述べられたように、有田川町の予算というのは和歌山県下の町においても、いつでもトップクラス。3町が合併したという特例債があるから、このような大きな予算を組めたと思います。そのかわり、大きな予算を組めることに対して、借金もふえてくると。何ぼ有利な特例債といっても、やっぱり借金は30%ぐらい残る。この負債を返していかなければならない。だから、重たい荷物を背負わされているということの感覚で、有田川町として、僕がいつでも言うてるように、民間の株式会社のような考えを持って、これから進まんと、これだけの大きな予算をなかなかこなして進んでいけないということで、意気込みを聞いたわけです。

まして、町長に至りましては、この議会が終了後、手術と、大変大きな手術と聞いています。バイパスの手術をしなければいけない。なおさら、副町長以下、部長、課長が一丸となったことで、町長が病院から退院するまでみんな一丸となってやっていただかんといかん。また町長に関しても早く戻ってきてもらって、4期、5期と。地元の地方紙によると、次の出馬はいかがなものかというふうに感覚で書かれています。でも、そういうことで、僕と町長とは同じ年で、僕が物すごく、至って真面目で、酒もたばこもやりません。町長はある程度、今、こういう事態を招いているのです。僕みたいな真面目になれとは言いません。

同級生のよしみで冗談も言えるわけなのですけれども、やっぱり今、有田川町として一致団結して、町長も退院後も有田川町として4期、5期の町長の意思表示というんですか、住民が不安になっています。町長、大丈夫ですか、殿井さん。町長、2回目の手術になりますけれど、大丈夫ですかと不安になっていますんで、この議会で町長の一発、これという意気込みを聞かせてもらって、わしはまだまだ大丈夫やと。4期、5期に正々堂々と、まだまだ行けるんやという決意を一遍お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

同級生のよしみで大変御心配をいただいてありがとうございます。実は、6月の健診で心臓の血管に細いところが見つかりました。今すぐということはなかったのですが、将来に向けて今が一番、いい時期だということで、医大の部長さんに説得されまして、今、どうこうはないんですけれども、思い切って将来のために心臓手術、バイパス手術をすることになりました。おっしゃるとおり、もう7月はほとんど公務につけないと思います。皆さん方にも、職員にも、町民の皆さん方にも多大な御迷惑をかけるんでありますけれども、必ずそれをするによって、今まで以上に元気になるということでございますので、それを信じて手術を頑張って受けてきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

安心いたしました。それでないと、やっぱり町民があらぬ勘ぐりというのですか、もう大丈夫やろうかと、殿井さん。次期、行けへんのと違うかな。いや、そういうことはございません。あの町長はなかなかしぶといんで、大丈夫だと思いますということを、一応、町民には我々議員としても、そういう説明をしています。でも、ここできょう町長の決意を聞いて、大丈夫やろうと。

また、中山、山崎というラインで、今まで大きな予算を乗り越えてこられました。別の市町村を見てみても、なかなかここまでの予算をこなせられる町長、副町長はございません。だから、町長なき後、山崎副町長にも責任もあると思います。その責任を課長、部長が分散して、なるべく乗り越えられる、また乗り越えてもらわんといかんで、その点も十分皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

それと、2問目の質問に、今、答弁を聞かせてもらって、移らせてもらいたいわけなんですが、ここに去年の6月に今と同じ、どう思うかという質問をさせていただいた資料がございます。かなり手抜きで、去年と同じ答えをしている部長もでございます。しかし、それはそれで結構です。しかし、やっぱり有田川町としては、その意気込み、去年と同じ課ですから、同じ意気込みでいいじゃないかということもあるのかわからんけれど、それではちょっといかがなものかという点も感じましたので、その点も御了承いただきまして、新しく開発して、このために有田川町のこういうことを、また平成28年度から交付予算、合併特例債も減って、どんどん財源も乏しくなってくるということで、今までのように大きなプロジェクトも少なくなってくる。しかし、何にもやらんというわけにはまいりません。だから、減らしもて、徐々に減らしもて、何とか活気をこのまま継続できるような状態で頑張っていたきたいと思

います。

まず1番目に、消防署長にお聞きします。やっぱり消防署というのは有田川町民の財産、安全を重点に守っていただかねばいけないということなんですけれども、前にも申し上げたように、有田川町には過疎化、また今までに工事のできない狭い地域がございます。これも何回も言いました。今、消防署自体が機械が大型化して、大変便利な機械も有田川町の消防署は持っておられると思いますけれども、しかし大型化した上に、入らない地域がたくさんございます。そこらの対処なんです。今、田殿地区でも、賢、そこら山のとっぺんまで行ってやらんならん。普通の軽四輪車でも入らないというところに、そういう対処的な、ここで火事が起こったらどうするんやろうという心配な面もありますけれども、今後そういうふうな過疎化に対して、軽四も入らない、火事が起こったらどうする。まず、今、有田川町消防団のコミュニケーション、やっぱり地域は地域の、一番早く行ってもらわんなんような地域になれば、軽四しか入らない。軽四でも入らないという、その対策をどのように考えているかお聞かせ願えますか。

○議長（佐々木裕哲）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

殿井議員の御質問にお答えします。

狭い地域につきましては、救急業務においては救急車と小型の車両がペアで行くということにしています。また、火災におきましては、基本的には消防団の車両を、小さい軽の車両を配備するという方針になっております。それに合わせて、消防本部、消防署の車両につきましても、基本的な小型の車両を主として活用するという戦術を立てております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

そういう面の配慮というのですか、やっぱり準備していなければ、急遽そういうことが起きてもうろたえるばかりなんです。だから、僕が昨今、この質問も2回ほどさせてもらっています。やっぱり、それから、ここはどないするのやろという具体的な案も出ていないと思うんです。だから、起きたときにうろたえるんやったら、前もってある程度準備してもらって、その対処に对应されるということで、有田川町では化学的な会社も少ないんで、専門的な何を先に行かせる、危険に耐えられる設備をした消防自動車を先に行かせるという、この配分も必要かと思います。

ただ、一番困るのは、狭い道路で大きな消防自動車が先に入って、抜き差しならん。そういう連携ですね。民間の消防団と消防署の連携。そういうところへはどういうふ

うな配置で、どういうふうなんで先に行ってもらおうというような準備が今後なされているんか。先に大きな自動車が入って、どうにも小さい自動車が入らんで難儀しているというふうなのでは困りますんで、その点はいかがなものですか。

○議長（佐々木裕哲）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

ただいまの殿井議員の質問なんですけど、先に大きな車両が入っていくと、小型の車両が活動できないということでございます。1つは、救急につきましては、火災もそうなんですけど、進入できない地域は事前に調査しております。その調査をもとに救急にあつては、小型の車両を先行すると。火災におきましては、調査地域をもとに消防本部からの現場到着時間、ここを加味しまして、狭い地域は通常、小型の軽四車両が先行するという形にしております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

そこらは万全な措置をとってもらっていると思います。ただ、消防というのは、一番困難な場所へ安全を何して行ってもらわんと、消防職員にも大変危険を及ぼすというような公務でありますんで、そこは頑張っていってもらいたいと思います。

また、救急車の問題なんです。救急車の問題で、なかなか狭い路地へ救急車が曲がらない。昨今、そういう地域の区長さんから要望も出てきていると思うんですけども、そういう箇所も何十カ所かあると思います。僕も見に行かせてもらいました。だから、そういう点で、ここだけ何とかすればという対策も考えて、消防署のほうから町長へでも助言というんですか、ここをもうちょっとだけ何とか一、二メートル広げてくれたら、この角は曲がるんやという箇所もあるんですけど、そういう対策はいかがなものですか。

○議長（佐々木裕哲）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

道路事情につきましては、今後、担当部局、執行部と協議させていただきまして、考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

そういう面の安全も、また町長とも、担当部課とも精密な何をなされて、もう少し

考えて、担当、一丸となって、そこらの面も今後ともひとつよろしくお願いしておきます。

それと、総務政策部長にお伺いします。合併特例債というのは平成２８年度から徐々に平成３３年度までで終わりですね。だから、今、大体どのぐらいの特例債を使って、どのぐらいの金額がまだ残っているのか、まだ使えるのか。我々、大体の把握はしていても、どのぐらい残って、どういう事業に対して充てられるのかということは、まだ把握していませんので。今、現在、どのぐらい合併特例債が残って、使えるのか、その状況をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、うちのほうで持っておる資産表によりますと、合併特例債につきましては、ハードで１２２億１，９００万円、そして基金のほうへ積み立てる分につきましては、１７億５００万円、合わせて１３９億２，４００万円が最終、合計での可能額というふうに現在、推計しております。その中で今、合併特例債の発行済み額は１０７億１，０８０万円ということになっております。

今後につきましても、今やっております継続事業でありますとか、防災の関係の、防災無線のデジタル化等に合併特例債が必要であるというふうに考えております。

○議長（佐々木裕哲）

６番、殿井堯君。

○６番（殿井 堯）

突然の質問なんですけども、資料をしっかりと用意してくれて、的確な答弁をいただきましてありがとうございます。

ただ、我が町の予算、合併特例債だけでは今後済みません。今後、また我々、総務関係とも話をしてやっていかならんのは、広域問題です。今、話題となっている広域のごみ処理施設、また長谷川のし尿処理施設、これもある程度、任期が迫っています。だから、これも広域に対しての予算も組んどかなんだら、我が町だけで、合併特例債だけではできません。これも大きな事業で、大きな支出が予定されております。この点も考慮してもらって、今後、しっかりした経営状態、今後平成２８年度から取り組む状態で、しっかりした計画も必要だと思いますが、この点はいかがですか。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

広域行政の中で、うちが負担する分については、うちとしましてもいろいろとすることはする、でも予算的に厳しい部分については厳しいというふうな形でお話しして

いきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

いろいろと広域関係から始まって、合併特例債の収縮、平成28年度から徐々に平成33年度までになくなるということなので、ある程度緻密な計画、無駄をなくして緻密な計画で進んでいただきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

それと、福祉保健部の早田部長にお伺いします。介護保険で膨大な金額、ここに会計の何をいただいているんですけれども、介護事業特別会計としても大体2億円近く、毎年いっていますね。ちょっと余談になるんですけど、福祉文化センターに協議会がございますね。この位置づけというんですか、我々、なかなか議員にとってはわかりにくいんですけども、この位置づけというのは、町立ではないのと、財団法人だとしか僕らにはわかっていませんけど、ここらは福祉としてもどういうふうな位置づけで、どのような町との関連があるかということを今、答えられますか。知っている範囲で大丈夫ですか。答えられますか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

金屋文化保健センターには社会福祉協議会がございます。社会福祉法の第109条に規定された、地域福祉の推進を目的とした団体でございまして、有田川町の地域福祉活動を推進、運営する上で役場と社会福祉協議会、両輪となって進めていかなければならない事柄がたくさんあるかと思います。その役場のパートナーとして、大変重要な位置にあると思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

今の答弁をお聞きしまして、一応、両輪ということで、率直に言いましたら、役場の下請感覚の考えっていう理解の仕方ですかな。それとも、別個の団体なんで。ただ、これを何で聞くかというのと、4,100万円、役場から補助金が出ていきますね、毎年。だから4,100万円の補助金といたら、大変膨大な補助金なんで、この団体はどういう団体であるのかなという懸念をずっと抱いて、一遍お聞きしたいということなので、なかなかとっさにこういう質問をして大変恐縮なんですけども。

それと、僕、前に区長をやらせてもらってたときに、1口1,000円の封筒で寄附金を集めていると。これも区へ言うてきていると。これ、御存じですね。

〔「はい」と早田部長、呼ぶ〕

○6番（殿井 堯）

だから、そういうふうな寄附金を集めて、これ何で区が1口1,000円をやらんなんの。それがめんどくさいんで、今、区の予算から出している団体が多いんです。だから、その区でもやっぱり生活をいっぱいいっぱい、苦しい人も同じせんなんのかということで、そういう人の何も保護するために、我が地元の区では区から負担しようやないかということで、区から出すようにして、一切、家庭へ回らんようにしてありますけども、こういう面についても、そこまで福祉協議会が権限を持てるんか。寄附やから別に何ぼということはないんです。福祉のことやから協力してあげねばならんということもわかるんですけど、こういう面については部長としたら、いかなる考えを持たれているのか、ちょっとお聞きさせていただいたらありがたいなと思うんですけども。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

社会福祉協議会の会費につきましては、その趣旨に賛同された方が自主的に御納付されるものと理解しておりますので、そういう理解しております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

町長の手が今、上がりかけたんで、わしも説明させということだと思います。この答弁が済んだら説明していただいたら結構なんで。この福祉協議会で今まで議会からも議長が理事というような格好でずっと行かせてもらっていると思うんです。町長が会長ということでなされているんです。ここらの町長の、今、手が上がった意見もお聞きして、今、議長も現在行かれていますね。だから、この点、そういうふうな事業の内容とか、どういうふうな構造とか、全て把握していらっしゃるんですか。町長の御答弁をお願いできますか。

〔「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時36分

再開 10時55分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

一般質問を続けます。

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

殿井議員にお答えいたします。

会費は善意でおさめていただいているということでございますが、もう一度、きちんと精査しまして、決算委員会等で御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

これは決算なんで報告させていただきますということで、僕も了承していたんですけども、一応、両輪ということをお聞きしましたんで、どういうふうなのかなとことだけで結構です。また、後日、決算委員会で説明してください。

次の質問に入らせていただきます。清水部長にお伺いします。今、我が委員会で後期高齢者の医療の請願を審査、2つ、継続になっていますけども、9割8.5割特例軽減率というのですか、これに対して、町民が60%ほど、それにかかってくるということなんです。この点の説明をちょっとお伺いしたいと思いますので、大丈夫でございませうか。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

後期高齢者医療制度の特例扱いの9割軽減ですけれども、今、方向性はそれを解消するという形になってございます。広域連合のほうからの方向性、ちょっとまだ情報を持っていない状態ですので、そこらも広域連合のほうに動向を問い合わせ、お答えさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

結構でございます。また、後ほどそういうことでよろしくお願いしておきます。

それと、飛ばしてもらって、建設環境部長にお伺いいたします。建設環境部長というのは、一番、我が町でも大所帯なところなんで、4つの課をまとめていると。それで、なおかつ、107の区の要望もほとんど建設のほうへ上がってくるというような状態だと思います。この要望について、各区からどうしてほしい、こうしてほしいという要望が上がってくると思いますけれども、全部を賄い切れない。また、順位をつけて、1位、2位、3位と、一番重要な箇所ですとやってほしいというような格好で要望書というのは上がってきていると思いますけれども、課としましても、多分道路状況

とかそういう面が主な要望だと思いますけれども、どういうふうな位置で、順位も重要だと思いますけれども、どういうふうなさばき、どういうふうな位置づけで要望をさばいていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木 勝君。

○建設環境部長（佐々木 勝）

お答えいたします。

議員、おっしゃるとおり、107の区から、大変たくさんの要望が出てまいります。ことし、平成28年度の要望については570件程度でございました。平成24年度、5年前と比較すると、38%ぐらい減っているんです。といいますのは、ひと字でたくさん要望を出していただいても、予算というのは限られておりますので、全ての要望にお応えできませんのでということをお話をさせていただいて、町道の部分的な改修、そういう工事の要望は3カ所に絞っていただいて、優先順位をつけて出していただきたいんですということをお願いしております。そういうお願いをしており、この点を御理解していただいているのかなと思っていますところでは。

提出された要望書につきましては、ほとんど建設課なんで、建設課のほうで確認させていただいて、先ほども答弁させていただいたかと思うんですけど、危険度とか緊急性、それと効果等を考えまして、基本的には優先度の高いものから着手していくというふうに考えております。

なお、すぐに工事せんと危ないというところはこちらでも見つけて直したり、そういう通報、要望があれば、すぐに直すように心がけております。

今後とも、区長さんには御理解と御協力をいただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

道路だと思いますけど、町道と里道の区別というのですか、里道も今、町管理になっていると思うんですけども、ただ町道の場合、結局、昔の牛追い道というふうな里道、石垣積みが多いので、コンクリートにせんと崩れて、障害が起きるという面も要望には必ずたくさん上がってきていると思いますけれども。町道の場合はすぐできるけど、里道の場合はなかなか難しいということで、そこらの線引きというのは、一応、里道に対しても町道扱的な、役場が管理している以上、町道扱いというふうな感覚ではなかなか要望が通らないという不服もあるとは思いますがどうか。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木 勝君。

○建設環境部長（佐々木 勝）

お答えします。

細い道であっても町道であれば、これは町で公費を出します。ただ里道になると、全ての里道を直すというような予算を持ってごさいませんので、そこを常に御利用していただいている方とかで直していただきたいということでございますが、ケース、ケースで考えていっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

里道というのは水利組合との関連が物すごい出てくると思うんですわ。田植え前になれば、池から水路へ、水田のほうへ水を引かないかん。昔からの溝というのはほとんど石垣積みなんです。その後、年数がたっているんで、水を通すごとに石垣が崩れて、これを町へ何とか言うてくれやんかとか、そういう要望も我々の議員の皆さん方もお聞きしていると思うんです。これはなかなか難しい問題だと思います。そこらは精査してもらって、なるべくなら対処できるやつと、対処できないやつはできやんかということでしてもらって、納得してもらおうというのは結構なんです。

それと、大所帯の建設課なんで、これは答弁いただかんでも結構なんですけども、二川の小水力発電、これは画期的なんで、町長以下、皆に何してもらって、二川ダムの小水力発電、これは町に対しても利益を生むんです。こういうのは今までやっていない事業なんです。こういう事業をなるべく取り入れてもらって、町のほうも力を入れてくれるとは思いますが、小水力発電なんか、こういうことで多大なる、場所も二川ダムと、ほかにそういう場所がないか詮索してもらって、こういう事業にどんどん町も取り組んでいってもらわんと。やっぱり行政のことやから、ようさんもうけてどうのこうのということは必要ないと思います。しかし、こういう画期的な、和歌山県下でもそんなにないですよ、小水力発電は。初めてだと思うんで、こういうものがどしどしと、そういう案が出れば町長と相談してもらって、大いにこういうのはやってもらいたい。そういうことをお願いしておきます。よろしくお願いします。

それと、産業部長にちょっとお伺いします。昨今、我々、産業建設住民が、ちょっと研修で産業の建設で行かせてもらったんですけど、清水のほうへ。今、産業課としても、町としても、なかなか難しい問題が大変多く、建物は町の建物であって、老朽化してくると。老朽化するについて、今、うちが委託しているところが、その老朽化に対してやれないと、これは町の建物だから大きな修繕、修理は町のほうでしてもらいたいと、昨今、そういうふうな何も聞いていますけど、今後、我々、一応、指定管理に出している以上は、そういう契約も交わしていると思うんで、今後、また清水の発展のために、全部をやめさせてしまったら、やっぱり雇用問題とか、旧町の発展に、

清水地区の発展にもかかわってくるんで、この点、どう対処してもらえるか。どう対処するのか。また、今後そういうふうな大きな修理、現実には機械を変えたり、モーターを変えたり、風呂の何を変えたりというような大きな投資をせんといかん。何千万円というような投資をせんといかんという面について、どういう今後、対策を持っていくのか。それとも、これはもう事業としていかなものかという点も出てくると思いますので、この点の御説明、答弁をいただけますか。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ふるさと開発公社、ほかへも指定管理の、うちの関係でお願いしておる施設がたくさんございます。どの施設につきましても、かなり老朽化が進んでいるのが現実でございます。今年度、町全体の施設の管理計画を立てんなんということで、その方向で進んでおりますので、そのときにいろいろ今後、産業振興部の抱えております施設につきましても精査いたしまして、必要な部分についてはしっかりと計画を立てて直していくと。そして、管理運営をしていただくというような方向を今年度中にはしっかり決めたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

この施設やね。町のほうから1, 990万円という補助金が出て、その補助金に対しての、補助金を補てんして、それを使い果たしてもまだ赤字がかなり出ていると思うんです。だから、この点も町当局としても、ある程度の何はして、しかし雇用問題とか援護射撃とか、するべきものはしてあげんと、やっぱり成り立っていかなんという面もあると思いますけれども、町としての縮小、ある程度、ここらで延命処置というのですか、全体への延命処置はなかなかとりにくいというふうになれば、決断として、この施設はどうかということ自体が、決断というのは町が下すのか、それとも開発公社から、この事業はもうちょっと手詰まりなんで、こうしますというふうな回答をもらえるのか、それとも町がこの施設はいかなものかというふうに関係公社にやるのか、この点は、これは町長ですか、産業部長、答えられますか。産業部長にお願いします。意気込みです。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

各施設、地域との関連も非常に深くかかわってくると思われます。地域の皆さんの

意見等もしっかり聞き取りしながら、最終的にはやはり公社ではなく町の判断になると思われます。その辺、今年度、それから来年度、近い将来、やはり、今、議員がおっしゃったように、今後の方針はきっちり固めていかんなんと思っていますので、その辺、努力したいと思っています。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

なかなかこれは難しい問題で、しかしいつまでもどうこうということで、町の負担も大きくなる。また、施設が古くなれば、多大な資金を入れて何せんなん。資金を入れて、前に質疑させていただいたように、やっぱり二川ダムみたいな利益を生むということは、これはいけないことだと思いますけども、ある程度そういうふうな何をやってもらわんと。1, 990万円の金額を補助金として出して、また赤字、赤字やと。また、今度は施設が古くなってきて、どうのこうのということも大変、町としてもきつなってくるんで、この点、考慮してもらって、産業部長と開発公社の理事と十二分に今後の打ち合わせ、どの施設をやめて、この施設を生かすということはなかなか難しい点が多いと思いますので、この点、十分に検討させてもらって、頑張ってくださいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それから、総務課長、初めて議会に来て、初めて質問だと思いますけれども、難しい質問ではございません。安心してください。文化センター、金屋の、大改造、改造に4億円。えらい金額ですよ。改造するのに4億円というふうな改造、これは大きな事業です。だから、この点、あそこは町にとっても一番便利な場所です。一番何があるかという、やっぱり駐車場が大きい。この施設は町としても、どこの施設、この施設というんじゃないですけど、あの施設は守っていきたい。また、今後、利用する価値がある場所だと思います。ただ、4億円という改造について、今後どのような方針で改造していくんか、大体のつかみでいいです。どの規模のどういう種類で、どういうふうなので4億円。大体のつかみでいいんで、これの御答弁をいただけますか。

○議長（佐々木裕哲）

総務課長、竹中幸生君。

○総務課長（竹中幸生）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

金屋文化保健センターにつきましては、今年度4億円の工事費を、予算を計上して改修する予定にしております。その内容につきましては、屋内のつり天井等の廃止とか、エレベーターの更新、電気設備の更新、あと外壁の修繕というような形で事業を予定しております。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

今、冒頭に申し上げましたように、大変に価値ある施設なんで、その点、十分考慮して。なかなか改造というのは難しい。図面が残っていたら、どこにどうしてこうしてという資料が残っている。昨今、総務の部長にちょっと聞いたら、もとの設計をした業者が落札ということを聞いたので、それが一番ええ方法なんです。やっぱり当時のやったコンサル、やったところがどこにどうあるということが一番把握しているんで、この点、大変重要な施設なんで、ひとつよろしくお願いします。

それと、最後になりましたけれど、教育部長。どうこう言うんじゃございませんけども、去年のあんたからもらった答弁なんで、今の答弁と全く同じ答弁なんです。それでも結構なんです。この3月議会で教育長から答弁いただきました、オーストラリアの件、そういう件と、そして学園の件、これについて教育長の見解は昨今、いただきましたんで、部長の見解として学園、これに対しての改良、いっつも総会とかそういうのがなされていないというふうな格好で、かなり突っ込んだ質疑を教育長にして、教育長から答弁をもらっています。だから、部長の考え、オーストラリアの件、ことしのオーストラリアの件はそういうふうな計画で成り立っていつています。昨今の町長の答弁では、一応みんなが平等で使えるような何ということ、検討を今後させていただく。ことしはどうということも計画しているので、できないという。この2点の、今後の教育部長としての見解をお聞きしたいと思いますけども、ひとつよろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

殿井議員の御質問にお答えいたします。

まず、学園構想の件なんですけども、教育長の話にもありましたが、合併してから、学校が統廃合、いろいろな面で学園の形が変わってきております。また、保育所についても統合、小学校についても統合というような格好で、相当形が変わってきている状況にあります。そこで、また改めて今後の課題といたしまして、中学校を基本とした地域の小学校、保育所の所長、校長、その他の教育委員会の中で議論を重ねまして、今後の再編というような格好で、少し形を変えて考えていきたいなと思っております。

それと、オーストラリア研修でございます。オーストラリアの中学生海外研修でございますが、今年度はもう実施させていただいて、8月6日から8月22日までこちらの生徒が30人、行くようになって、今、事前研修等を行っている最中でございます。また、いろいろな面で、今後の方向性等を考えた上で、アンケート調査を今、実施しているところでございます。対象者につきましては、今まで参加した400数名の参加者、また保護者、今後行くであろう、今後対象になるであろう中学1年生の保護者、中学1年生の生徒等にアンケート調査を実施しております。今、どんどんアン

ケートの結果が入ってきている状況で、集計して、また報告させていただきたいと思っています。それによって今後の改善を加え、何らかの有効に使えるような格好で継続していきたいと考えております。今年度の受け入れ態勢につきましても、実行委員会、今までの参加者を中心に実行委員会を立ち上げまして、もう、1回目の実行委員会は行ったんですけども、そのような格好で、より多くの人たちに受け入れるとき、海外の人たちと交流できるように、受け入れの歓迎会等の実施を考えているところです。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

再度、この質問を何でさせていただいたのかということなんですけども、学園構想についても、いろいろと組織的にちょっと欠陥があると。全体の会議もなされていないという、ちょっと突っ込んだ質問もさせていただきましたけれども、以後、議員というのは無駄な一般質問はしていません。どういうふうになって、どういうふうにするかという、そういう大切な時間を拝借して、一般質問をさせてもらっています。その点、教育長の答弁を求めましたけども、以後、そういうふうな改革をやって、どうするか、どういうふうに持っていくかという会合はなされましたか。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

学園構想、今後どうするかということでの話し合いなんですけども、今まで校長会も4月から定例で4月、5月、6月とあります。その校長会の場合にもおいても、今後の方向性をまた話していきたいということで、校長会のほうでは話を出しております。また、保育所所長会につきましても、月の定例会があります。こういう話がありましたんで、今後、検討していただきたいということで、まだどうするという方向までは行っておりませんが、今後、話はしていきたいということで、関係各位には投げかけているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

わかりました。なされていないということですね。僕の質問は、今後の対策についてなされましたかという質問なんで、ということは、今の答弁としては、なされていないととったほうがいいんですね。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

検討で、具体的な案については、まだ行っておりません。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

こういう何は大事だと思います。この前、教育長にもわざわざ足を運んでもらって、その家へ、校長さんを連れて説得しにいったんですけど、大変な怒りで、これをどないしておさめたらええんか、僕も当事者の保護者から文句を言われて、どない思ってるんやっていうことで、ちょっと待ってくださいよって、すぐ教育長に電話させてもらって、子どもさん、遠足やったか、遠足へ行ったけども、家へ帰ってきたら誰もいてへん。だから、鍵もかかっている。学童の関係の生徒さんです。何もつけているんですね、学童関係の。そしたら、子どもは不安になりますわね、家へ鍵がかかっている。先生も学童へ行っていることもわかっていながら、それを見過ごして、そのまま徘徊状態だと。今、北海道でも何なっていますんで、何もなかったから、今、こうしてこういうふうな格好で、質問させていただけると思うんです。もし万が一のことがあれば、それは大変なことになっていると。大変な怒りで、一応、教育長に相談して、校長先生を連れて、そこの家へ行って、一応わびて、そこの人が怒ってしまって、教育長は家の中に入れてくれたらしいんですけど、校長、おまえ、帰れっていうような格好で締め出しをくらったと。

そういう面もありますので、学園構想、小さい子ども、小学校から中学校、中学校になったらある程度、判断できますけどね、小学校の1年生で遠足から帰ってきて、学童関係でお願いしますっていうことを言うてるのに、そのまま先生が知らんと、家へ帰ると、鍵がかかっている。入ろうに入られへん。そのまま家でじっとよういてやんで、ほうぼう行ったりっていう。もし事故とか、そういうことを望みませんが、そういう関連が出てきてどうのこうのになったら、えらいことになりますんで、そういう点もあるんで、学園構想、保育所から中学生までの組織なんで、だからこの質問をさせてもらったんで、そういうことも部長の耳に入っていると思います。だから、この質問が課長、部長への質問なんで、教育長に聞かんと部長にもお聞きした。だから、やっぱりそういうのは大事な組織なんですから、そういうことを話し合える校長と教育課のコミュニケーション、これを十二分にとっていただきまして、そういうことの今後ないように、穏便に今回はおさまってよかったんですけど、その点、十分考慮してもらって、やっぱり質問を受けた以上、これは今後こうせんといかん、ああせんといかんということの質問だと思うんですけど、議員の質問というのは、だからそこらをおろそかにせんと、やっぱり十二分に検討してやっていただきたいと。

だから、僕、なぜ最後に教育部長を残したかというと、全く昨年と同じ答弁なんで

す。わかっていますね。同じコピー。やっぱり意気込みを問うてるんやから、そういう状況判断、ケース・バイ・ケースで答えをするのが当然やけど、一番楽でいいですね。僕もこの質問が一番楽でええんです。60分とって、16分、まだありますけど、一言、二言の質問で全員の質問になるんで、ようさん時間をさかんでも、一番楽な質問なんです。そやけど、大事な質問なんです。そういうことを考慮いたしまして、今後十二分に検討していただきたいと思います。

企画課長には答弁を求めませんでしたけど、かなりきっちりした政策が出てきますので、答弁しなかったら質問しますけど、もういいですか。

議長、これで質問を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 3番（辻岡俊明）……………

○議長（佐々木裕哲）

続いて、3番、辻岡俊明君の一般質問を許可します。

辻岡俊明君の質問は、一問一答形式です。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

3番、辻岡です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。今回、私の質問は2件あります。1件は今年度、子ども議会取り組みについてであります。もう1件は全国学力テストの結果公表についてであります。

まず、1件目、皆さん御存じのように、有田川町で初めての子ども議会が昨年開催されました。選挙権年齢が20歳以上から18歳以上にと、70年ぶりに引き下げられたことと相まって、実に意義深いタイムリーな企画であったと思っています。

初めての子ども議会を終えて、町長と教育長にその感想、所見をその後の議会で聞いたとき、町長からは生徒の皆さんに政治に興味を持ってもらい、あるいは自分たちが生まれた地域に興味を持ってもらうということは、今後の有田川町の発展には欠かせないことであると思っている。今後の開催については、学校の運営等に支障のないように、校長先生方と相談しながら進めていきたいと思っているとの答弁。そして、教育長からは生徒たちは学校で学習する議会のことを実際に体験し、有田川町のことで疑問に思っていることや、考えていることを質問したり、よりよい有田川町にするための提案をしたりすることを通じて、まちの仕事や議会の仕組みを理解する、体験的学習のよい機会となり、議会がより身近なものになったと考えている。そして、石垣中学校からの報告では、生徒たちが地域に関することを調べていくうちに、今まで何となく思っていた地域に対する興味が高まって、地域の課題に対して何とかできないかというような気持ちが強くなってきた。また、生徒個々の発表する力がついたと

聞いている。今後の開催については校長先生の意見も参考にしながら、前向きに検討していきたいとの答弁をいただきました。

以上のような経過から、ことしも子ども議会が開催されると聞いていますが、ことしの子ども議会は、いつどのような形で開催されるのか、町長及び教育長にお聞きします。

続いて、2件目、全国学力テストの結果公表についてであります。子どもたちの学力状況を把握するために、全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストが平成19年度から毎年4月に文部科学省により実施されています。そして、その結果については、毎年8月下旬に都道府県別の状況について、文部科学省から公表されています。都道府県内での公表については、当初、数字がひとり歩きしないようにとか、格差をあおることのないようにとかの配慮から、学校別の公表は控えるようにとの文部科学省の意向もあり、全国多くの市町村では公表が控えられたり、公表しても工夫がなされたりしていました。

しかし、その後、文部科学省が結果を分析して、教育課題の改善策を示すことを条件に、公表を解禁しました。県は県全体の平均正答率や教科ごとの課題を公表する方針を立てて、公表しています。2年前の和歌山県の結果は、中学校の数学A以外は全て全国ワースト10入り、中でも小学校の国語Aでは全国最下位という、これまでにない不名誉な結果となりました。県もこの結果を重く受けとめ、いろいろな課題を明示して、それらを克服するための教育施策を講じました。その成果は顕著ではないものの、よい方向にあらわれていると思っています。全国的には工夫を凝らして公表している市町村が年々増加しており、公表を控えている市町村は当然のことながら減少しています。有田1市3町の中では有田市と湯浅町が工夫を凝らして公表していますが、我が有田川町と広川町は公表を控えています。有田市や湯浅町はもちろん学校別の公表ではなく、市や町の平均と県平均や全国平均との比較と、その分析所見で、教科の学習課題や地域の教育課題をホームページ上に公表しています。

そこで、教育長にお聞きします。教育委員会として、教育行政に責任を持ち、説明責任を果たすという意味でも、町民に学力テストの結果も含めて教育施策の現状や課題、成果を公表すべきと考えているが、公表についての教育委員会の方針なり、考えはいかがですか。

以上、私の質問です。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

辻岡議員の質問にお答えしたいと思います。

子ども議会についてのお尋ねであります。昨年、有田川町で初めての子ども議会、石垣中学校を対象に行わせていただきました。大変皆さん方に感謝を申し上げたいと

思います。生徒の質問も身近な道路問題から、子育て、福祉問題まで幅広く、とにかく有田川町をよくするんだというような意気込みがすごく感じられて、大変うれしく思いました。

このように生徒の皆さんに、繰り返すようではございますけれど、政治に関心を持っていただくというこては、選挙権も引き下げられた中で、非常にいいことだと思っています。また、詳しいことは教育長に答弁させますけれども、ことしもやると聞いております。できれば、学校の校長先生とも相談しながら、できれば、まず中学校、一回りやりたいなと。それから、可能であれば、小学校の子どもたちの高学年の意見も、この場で聞ける場があれば、聞いてみたいなという思いをしております。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

辻岡議員にお答えいたします。

まず、子ども議会の取り組みについてでございますが、昨年、第1回の子ども議会が町議会、町当局及び関係各位の協力を得まして、無事終了することができました。心から御礼を申し上げたいと思います。

まず、意義につきましては、体験的な学習ができた、非常によかったという、大変よかったなと私は思っております。そして、学校からも、非常に有意義な過ごし方ができたということで、特に辻岡議員がおっしゃった、調べる力がついたなと。そして、発表する力というのもついたなということを聞いております。大変有意義な、いろいろな力がついたなということを聞いてございます。

そして、開催につきましては、子ども議会の開催に向けて、昨年から検討を重ねた結果、今回は八幡中学校にお願いして、詳細について今、協議しているところでございます。参加生徒につきましては、2年生、3年生の生徒全員、21名で行う予定でございます。基本的なことにつきましては、昨年同様、議会事務局のほうからレクチャーをお願いしてるところでございます。内容については、学校と生徒たちに一任しているところでございます。開催日は8月4日、木曜日の午前中に予定しております。皆様方の御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

また、全国学力学習状況調査の結果の公表につきましてでございますが、本町の学校規模の地域性の違いにより、また小規模校においては、その結果が個人の特定につながるなど、公平性に欠く事情があり、学校別の公表というのは行っておりません。

また、近年の学習調査の状況を見ますと、余りにも結果を重視し過ぎて、数値、データの比較のみ、マスコミ等の関心が集まり、まさに格差をあおる現状にあることから、町の平均正答率も公表を控えているところでございます。本調査の結果はあくまで学力という特定の一部分であり、この調査で得られたことが全ての教育活動の評価にするものではないと考えておるところでございます。各学校では調査結果について

分析、成果と課題を明確にして、全教職員が一丸となって指導方法の工夫、改善を生かして、学力向上に努めておるところでございます。

また、保護者にも学級懇談会や学級便り、学校便りを通じて、子どもの現状や課題を知らせ、保護者と学校が連携しながら、学習習慣、あるいは生活習慣の改善に取り組んでいるところでございます。

なお、教育施策の現状や課題、また、その取り組みや成果につきましては、教育委員会のホームページに掲載しておるところでございます。

本町では数値に一喜一憂することなく、有田川町の未来を開き、つくる主体として、生きる力を身につけさせ、人を思いやり、協調しながら生きていく豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を目指しております。今後も、学校の関連に向けた取り組みに対しまして、教員の配置等の工夫、また教員の研修の充実等、必要な指導、支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

答弁、ありがとうございました。

昨年の子ども議会が終わってからの感想、この議会でも聞きましたけど、今回の私の2件の質問は、教育は人づくり、人づくりはまちづくり、そういうことを基本に据えて質問しています。

今、この議場で生徒が体験したことは、物すごく教育的に効果があったと私は総括しています。去年のことを率直に、私の個人的な感想を言いますと、どんな形態で開かれるんやろなということ、それに一番関心を持っていました。こんな形であつたらいいのにな、あんな形であつたらいいのになって、私、子ども議会が始まる前に、先輩である有田市の子ども議会をちょっと聞いてきました。そこでの課題、いろいろあって、一番大きな課題が、よかれと思ってやったことが、かえってやりづらかったというのを聞いていました。それは何かといたら、有田市は各中学校の代表生徒を送っている。それでやった。だから、日程調整から始まって、質疑の調整、いろんな打ち合わせ、物すごく苦労した。だから、毎年、とてもやないけどできない。調整、調整で係の人がそれに奪われてしまう。だから、結果的には有田市は3年に1回というふうな形態になっているんやと思います。これは想像ですけど。

その点、有田川町は石垣中学校、1校でやって、非常に校内でも調整等々がスムーズに行って、私、一番心配したのは、こんなことを中学校に負担をかけたら、授業等々に物すごく支障があるんじゃないかと考えました。その点を終わってから、石垣中学校の校長先生初め、かかわった先生方にちょっと聞いてきました。どんな意見があつたかと思ったら、学校の校長先生なり、かかわった先生の言葉です。質問や下調

べや相談は学級活動や総合的な学習の時間を利用したので、通常授業に支障を来すことは全くなかった。生徒たちと一緒に考える場として大変よかった。地元愛、郷土愛育成という面で、大変効果があった。子ども議会での要望が実現したことに、生徒は大喜びをして、いわゆる達成感を感じていたようであった。これは、恐らく通学道路を改修してくれたことを指しているんやと思います。最後に、議会体験ができたことは、何にもかえがたい経験となり、生徒に自信を持たせることができ、最大のメリットとなった。これは校長先生、かかわった先生の感想であります。私もそう 생각합니다。余り、ええことばかり言わんと、ちっと悪いことはなかったんかと念のために聞きました。返ってきたことは、デメリットは特に思いつかないが、本番までの時間がもう少しあればよかった。最初のことであったので、教育委員会からいつの時期に中学校へ話を持っていかれたのか知りませんが、中学校としてはもうちょっと時間があつたら、もっと生徒と話し合って、いい質問なり、提案ができたのではないかと、そういう意味であります。

ことは八幡中学校ということを知って、これもよかったなと思っています。それはなぜかといったら、やはり人口問題等々で旧清水町、金屋町、吉備町でいえば、一番地域的な課題を抱えたところにある中学校だと思っています。だから、その地域の課題を中学生はどう見ているのか。それがどんな形で出てくるのか。そういう中学生から出てくる意見を参考にして、私自身も大いに学びたいと思っていますから、非常にいい選考であったかなと思います。そういう意味では教育委員会に感謝します。

先ほどの町長の答弁、教育長の答弁にありましたけど、これからは有田市と違って3年に1度、4年に1度というのではなくて、毎年やっていってもらえるようなので、本当に期待しております。この、子ども議会というのが生徒にとっては最高の授業の場だと思っています。だから、きょう役場の新入職員が傍聴していますけど、これも彼らは仕事を休んで来ていますけど、こっちのほう物が物すごいええ勉強になると、私は思っています。これからの町を支えていく方々であります。彼らは、恐らくほとんどの人が初めて議会というものを見たと思います。この中で学んだこと、経験したことは必ず大きな力になっていくと思います。こんな言い方は失礼ですけど、ここに居並ぶ町長初め、執行部の方々は学校でいえば、どの教師よりも立派な教師やと思っています。本当にそうやと思います。特に子どもなんかは、議会は絶対体験することではできませんので、本当にいい機会を与えてやってくれて、ありがたいと思っています。今後も毎年開かれることを希望して、この件の質問を終了します。

続いて、学テの公表についてであります。今、なぜ公表なのか。これは私の考えです。私も教育にかかわっていた関係上、この学テが始まった当初は、文科省の意見と全く同じで、こんなことをしたら数字がひとり歩きして、また学校間格差をあおるとか、そんなことを物すごい心配しました。余り好ましくないことやな。ちょっと文科省に知り合いもいてたんで、その狙いは何なのとか聞いたこともあります。その担当

者はその狙いを明確に答えることはできなかったもので、余計、これ、変なことにならなければいいかと思っていたのです。全国的な状況を見ますと、ある都道府県で、違いがありますが、工夫を凝らして公表したりとか、そうこうする中で、文部科学省も教育課題とか、地域の学習課題、そういうものの改善策をちゃんと明示して公表するのであればよしとした。今日を迎えております。

その後、公表するところがふえているわけですけど、なぜ公表せんなんのか。ちょっと考えたことがあります。いわゆる公教育、我々議員は私人であり、公人でありま。公にかかわっている。歴史的に公にかかわることは公表が原則ですね。年貢とか税とかがありますね。どちらも租税の一形態でありますけれど、前近代では年貢というのは、調べてみますと平安時代からこの言葉が出てきますけれど、一番定着したのは江戸時代かなと思います。昔の税金、年貢と税は大きく違いますね。どこが違うのかといったら、明治になって税というのが出てきたんですけど、近代になってから。年貢というのは、そのときの主権者というか、殿さんが恣意的に何とでもできたんですね。例えば、紀州55万石、この55万石というのは紀州藩から上がる米の量、何もかも、魚類も農産物も全部、米本位制ですから、米に換算して勘定したようですけど、55万石のうちどれだけを殿さんがとるか。配分は3公7民とか、4公6民とか、5公5民とか、いろいろ殿さんの恣意で決まったようであります。しかし、5公5民、5取り上げて、5生産者に返す。こうやったときには一揆が起こったそうであります。だから、ええとこ、3公7民、3割だけ殿さんが召し上げるという。その使い方については一切公表しておりません。当たり前です。恣意的に何とでもできるんやから、ただ近代になってから国民の代表で選ばれた議会ができた。議会でルールをつくって、そして税を取り立てるようになりました。だから、税というのは公表する必然性があるんです。だから民主国家であればあるほど、こうやって税金の使途等々はちゃんと開示され、公表されています。ちゃんと使われているかどうかをチェックするのが我々議員の仕事であり、もっとこんな使い方を考えたほうがええん違うかというのも議員の仕事やと思っています。

正答率云々については、私、去年の質問のときにも正答率を上げるための教育委員会としての努力なんか、そんなもん別に必要ないと言いました。そんなことで上がったから、下がったからといって、一喜一憂する必要はない。それは教育委員会も同じ見解でした。ただ、私が言ったのは、それに関連して、全国の読書率というのがあるんです。児童、生徒がどれだけ本を読んでいるかという。その読書率と学力というのか、そういうものは非常に相関関係が強いということがわかりまして、2年前の読書率は大阪府が最下位、47位。和歌山県はその1つ上の46位でありました。教育委員会には具体的には読書率を向上させるような取り組みをしていただけたらということを行いました。幸い、我が町は絵本によるまちづくりを目指しています。乳児、幼児のころから、まず本になれ親しみ、その次は漫画とか、雑誌、最終的には文庫本と

か小説、そういうことを狙っているんやと思います。

なぜ、読書を勧めるのかというたら、これはアメリカの調査ですけど、ビル・ゲイツというマイクロソフトの創始者がいますね。世界で1、2の大富豪であります。彼は物すごい会社を今もやりくりしている中で、物すごい超多忙であるのに、毎日30分以上の読書をやっているようであります。そんなことを見てみますと、アメリカの大富豪と言われる人は、ウォーレン・バフェットとか、実業投資家ですけど、この人もやっぱり1日何時間も読書をやっている。高収入のビジネスマンを調べたら、何と20歳、30歳代のビジネスマンが月に0.26冊、平均ですけど、本を読むそうです。30歳代で年収3,000万円の人は月に9.88冊、約10冊読んでいるそうです。普通のビジネスマンの38倍の読書量。先ほど言いました、ビル・ゲイツは1日に30分以上の読書を毎日やっているらしいんですけど、アメリカで年収300万円前後の人たちの中で読書の時間が30分以上の人は2%だそうです。年収300万円といったら、日本でいったら、大体想像がつくと思います。アメリカの年収300万円のビジネスマンですね。毎日、30分以上読んでいる人というのは2%、それに対してビル・ゲイツは30分以上、毎日読んでいるそうです。ちなみ、ビル・ゲイツに関連して言えば、大富豪であることは間違いないんですけど、自家用機も持っているそうです。世界中を飛び回りますけど、全部自家用機は自分の金でやっているそうです。会社の金を一銭も使わない。時々、会社の用事で他国へ行くときに、二、三時間の飛行機では絶対エコノミー、ファーストクラスをとらないそうです。これは有名な話ですけど、あるときに社員がビル・ゲイツにファーストクラスの切符を持ってきたけど、物すごく怒られたそうです、その社員は。また、ホテルもスイートルームは絶対使いません。どこかの知事とえらい違いです。彼は宿舎に関して、要求するのはベッドとパソコンの端末があればいい。その2つだけ。それさえあれば、どんなにぼろぼろでもいい。それぐらいの人です。それぐらいの人が大金持ちになっている。学ぶことが多いと思います。日本で言えば、徳川吉宗に相当するような人かなと思います。

ちょっと元へ戻りますけど、教育といったら何なん。有田川町の教育行政に責任を持っている部署というのは教育委員会です。だから、教育は何であるか。私、教育は人づくり、人づくりはまちづくりと言いましたが、では具体的に教育、何か。私なりに、教育というのは英語でエデュケーションと言います。もう1つ、先へたどれば、ラテン語でエデュカティオ、これは引き出すという意味を持っています。エデュカティオ、引き出す。だから、教育というのは引き出す行為なんです。何を引き出すんかといったら、生徒に知力とか、体力とか想像力とか、いろんな力を与えて、生徒の力を引き出す。教えることが教育だと思っている人が多いけど、そうじゃなくて、教育というのは引き出す、それらの力を引き出すことなんです。だから、学力調査もいいんですけど、一喜一憂する必要はないというのはそこにあるんです。だから教育とい

うのは引き出す。

だから、自分の力で引き出せる人もあるし、人の力を借りて引き出してもらう人もあるし、一般に世の中で博士と呼ばれる大研究家とか、先ほどのビル・ゲイツとかそういう大企業の会長さん、社長さんというのは自分で引き出す力を持っているんです。しかし、ほとんどの人間は私も含めてですけど、引き出してもらって初めて力が出てくるんです。だから、学校で教師の役割といたら、生徒の持っている力、生徒みずからもわからない力を引き出してやること、これが教育です。と私は思っています。

だから、それに一番手っ取り早いのがみずから本を読む。最初は絵本。その次は漫画、その次は雑誌、最終的には文庫本、一般書です。そういうものを読んでもらいたい。そういう力が自然とついてくるのではないかと私は思っています。

最後に教育委員長にお伺いします。ビリギャルって聞いたことありますか。

○議長（佐々木裕哲）

教育委員長、堀内千佐子君。

○教育委員長（堀内千佐子）

ございません。

○3番（辻岡俊明）

そうですか。ビリギャルというのは、去年、本にもなり、映画にもなった有名な物語です。どんな物語かといったら、ある私立高校の常に成績がビリ。

（「知っています」と堀内委員長呼ぶ）

○3番（辻岡俊明）

知っていますか。それを主人公にして書いた小説であり、映画です。映画をごらんになりましたか。

○議長（佐々木裕哲）

教育委員長、堀内千佐子君。

○教育委員長（堀内千佐子）

映画は見ておりません。

○3番（辻岡俊明）

ちょっと残念ですけど、それだけ注目を浴びる内容であったんで、高校3年の時点でどれぐらい学力が低かったかといいますと、聖徳太子ってありますね、それを彼女はセイトクタコと読んだんです。そんなレベルです。だから常に学力、ビリ、ビリグループ。そんな少女が一念発起、慶応大学に合格したんです。慶応大学を受験するといったときに周りからあほにされて、ばかにされて、それでも彼女は学校の先生ではなくて、これはちょっと残念なんですけど、塾の講師とめぐり合って、その塾の講師が彼女の能力を引き出すんです、1年かかって。1年後、見事に合格したんです。涙あり、笑いあり、山あり、谷ありの感動的な映画だった。一度、今、DVDももう出ていると思うんで、一度見てください。必ず感動すると思います。教育的に教えられ

ることが多いです。だから、小中高校生だけではなくて、全国の児童、生徒を持つ親御さんもようけ映画を見たんです。私も和歌山へ見に行きました。やっぱりそのとき、親子連れでよく来ていました。感動的な映画。そこで、その塾の講師が、みんなにばかにされるような、能力のないと思われていた子の能力を引き出した。そこがやっぱりメインです。ここはやっぱりみんなを引きつけるんやろうなと思いました。物すごく教えてくれるものが多い映画でありました。

最後に、この学テの公表について、教育長、今後どのようにしていくか、お聞きします。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

今後の公表につきましては、県と国の動向を見まして、私ども教育委員会で決めるということは今はできないんです。総合教育会議というのがございまして、町長と部長も含めました会議がございます。そこでもう1回検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木裕哲）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

最後に状況だけ言うときます。和歌山県内で1地区だけ学校別で公表しているところもあります。それが現実です。教育長は知っていると思いますけど。

以上でもって私の質問を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

答弁は結構ですか。

○3番（辻岡俊明）

はい、答弁は結構です。

○議長（佐々木裕哲）

以上で辻岡俊明君の一般質問を終わります。

しばらく、休憩します。

午後1時から再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 12時05分

再開 13時02分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

一般質問を続けます。

○議長（佐々木裕哲）

8 番、岡省吾君の一般質問を許可します。

岡省吾君の質問は一問一答形式です。

8 番、岡省吾君。

○ 8 番（岡 省吾）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、8 番、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は大きく 3 つのテーマにわたって質問いたします。

まず、選挙権年齢の 18 才以上に引き下げる公職選挙法改正に関連してということと、日本一の山椒の里今後の振興策について。そして、公共交通機関の今後のあり方についてということでお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

まず、第 1 点であります。選挙権年齢の引き下げの件でありますけれども、先ほどの辻岡議員さんの質問と重複する点がございしますが、質問させていただきます。この件につきましては、昨年 6 月の国会で公職選挙法改正案が可決され、現行までの 20 歳以上選挙権から、18 歳以上選挙権へと年齢が引き下げられたものであります。法改正後、直近の選挙はこの 6 月に公示される参議院議員選挙がその適用となりまして、今回の法改正により全国で新たな有権者が約 240 万人ふえるとされております。この 18 歳選挙権の目的は、若者の政治意識を高め、将来を担う若い世代の声を今後、これまで以上に政治に反映させるということにあるとされております。

世界に目を向ければ、18 歳以上から選挙権のある国は世界中で約 8 割もあるということで、世界的な感覚からいえば、18 歳以上の選挙権はごく当たり前のことなのかもわかりませんが、日本では今回の参議院選からの導入ということで、若者に向けた投票行動の呼びかけやアクションなど、まだまだで、これからの感は否めません。

現状はこのように私自身は感じているわけではありますが、今後は日を追うごとにだんだんと浸透していき、近い将来には 18 歳以上選挙権はそれが当たり前の選挙スタイルに変わっているものと思われます。選挙権を得られることはまことにすばらしい権利であります。新たに選挙権を有した皆さんには、この参議院選挙において、ぜひこのすばらしい権利を行使いただき、投票所に足をお運びいただいて、清き 1 票を投じてもらいたいと思うところでございます。

そこで、まず今回の法改正によって、有田川町ではこの参議院選で新たな有権者として対象となるのは何名になるかをお示しいただきたいと思います。

また、今後は若者の政治に対する関心を深めなければ、投票行動に結びつけることは難しいのではないかと思います。今回の改正では満 18 歳の方に選挙権が付与されますから、対象者の中には高校生も含まれます。高校の授業では当然、今までも公民の授業で政治の仕組みに関することや、今回の参政権のことなどを学ばせる機会は多

いことだと思いますが、小中学校での学ぶ機会はどうなっているのでしょうか。以前まで、町内数校の中学生の皆さんが、教員引率のもとこの議会、一般質問を傍聴にお越しになることもございました。また、昨年８月７日には、同僚議員の一般質問での提案も相まって、第１回有田川町子ども議会が開催され、ことしも８月４日に第２回有田川町子ども議会が開催される運びとなっております。昨年、第１回目が石垣中学校３年生の皆さん、ことし第２回目は八幡中学校、２、３年生の皆さんがこの議場で町長を初め、執行部に質問を発表されるということでもあります。

このような取り組みは議会を身近に体験できることはもちろんのこと、おのこの生徒が子ども議会に向けて質問内容をよく調べ、話し合い、まとめ上げるという一連のプロセスは本当に意義深いものであると思われます。また、何より、子どもたちにとって、かけがえのない貴重な経験として、いつまでも心に残る体験であり、政治に対して関心を深められる、１つのすばらしい教育の一環であるとして、昨年子ども議会を傍聴させていただきながら感じました。今後も第３回、第４回と続けられたく、やはりこのような政治にかかわる教育は今後ますます大事になってくると思う中で、議会傍聴、子ども議会を含め、その他政治に対する関心を深める教育に、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長の考えをお聞かせください。

また、未成年者が参政権を持つことにより、さまざま心配する点もあるようでございます。特に本人が知らず知らずのうちに、公職選挙法違反を犯し、摘発されることがないかなどの声がよく聞かれます。最近ネットでの選挙運動も解禁されておりますが、これも合法、違法のラインがなかなか複雑で、気をつけて活用しなければなりません。それら一例ではありますが、その他、特に問題点であるとか、注意喚起しなければならないなどの憂慮している点をどのように捉えられ、把握しているかお聞かせください。

続きまして、２点目の日本一の山椒の里今後の振興策についてということで、質問いたします。有田川町には全国に名を誇っている農作物として、有田ミカンとぶどう山椒がございます。有田川町の基幹農業を支えている２大産物であります。今回はぶどう山椒について取り上げさせていただきます。清水地域はぶどう山椒を作付するのに最も適した風土で、申すまでもなく、ぶどう山椒の名産地として、その生産量は長らく日本一だと言われております。清水のぶどう山椒は粒が大きく、香りも強いことから、品質についても極上品であるとされております。山椒の収穫は５月中旬ごろに実山椒として収穫されるものと、６月下旬から収穫が始まる乾山椒と、年に２回収穫されます。実山椒は主につくだ煮や煮つけなどに使われるもので、乾山椒は乾燥させて香辛料や漢方薬に使用されます。昨年、平成２７年度の生産量は清水地域では生産農家さんが現在２５０軒おまして、実山椒が約１０トン、乾山椒が約７０トンの合計で約８０トン、金屋地域では生産農家さんが３００軒おまして、実山椒が約３８トン、乾山椒が約１４トンの合計で約５２トン、吉備地域では生産農家さんが５０

軒の実山椒のみで約7トンということで、有田川町全体の農家さん600軒が生産した昨年の年間生産量は約140トン弱であったとお聞きいたしました。山椒を乾燥させますと重量が軽くなりますので、実質、生身の換算量では、生産量は300トンを超えるということでもあります。

このように年間の生産量も多いわけではありますが、しばらく前から山間地では山椒収穫の取り手不足、園主の高齢化、後継者不足による耕作放棄農地の問題が各地の産地やJA関係者皆様の中でも頭を悩ます問題となっております。現在では近隣の紀美野町や海南市におきましても山椒生産が盛んになりまして、年々の出荷量も有田川町と競い合うように伸びてきているのが現状であります。このまま耕作放棄地がふえまると、出荷量も落ち、今まで全国に名をはせてきた日本一の山椒の里という称号も言えなくなるのではないかと危惧いたします。この問題は行政だけではなく、生産地域の皆さんやJAの皆さんと連携を密にして考えなければなりません、高齢化でやむなく廃園にしなければならない農地を守る方策を考えられないかと思うわけあります。この点について、町の見解をお聞きいたします。

次に、山椒の販路拡大についてでございますが、山椒の販路につきましては、JAがその窓口に立ってやっておりますので、直接、行政がかかわるということではございません。側面からどのような応援なり、携われるかということでもあります。山椒はその性質から実山椒にしても、加工した粉山椒にしても、個人家庭が大量に消費できるというものではございませんし、特有の風味で苦手な方も多く、嗜好の違いで残念ながら万人受けするというものでもないと思われれます。そのような側面ではありますが、地域の飲食店や山椒料理を研究されている団体の皆さんなどが、日夜、山椒を使った料理の開発や研究をされ、ネットやメディアなどを通じて、大々的にPRされておりますこと、まことに力強い限りでございます。

また、やはり、販路の面からいたしますと、大量に取引してくれる大手の調味料加工会社や漢方薬の加工会社の存在がありがたいところであります。そんな中、亀田製菓の企画で全国のご当地産品と、長年にわたり人気のある柿の種のコラボ企画で、前回に引き続いて、ぶどう山椒が全国皆様から圧倒的な支持を得て、投票の結果、見事1位に輝き、限定的ながら商品化されることになりました。この柿の種が定番商品になってくれることを祈るわけでございますが、生産農家の皆様も山椒づくりに意欲を高められる結果になりましたこと、うれしい限りでございます。

また、最近では海外、とりわけヨーロッパのほうでも、この山椒のよさが見出され、1つのブームになっているという報道も耳にいたしました。それらの功績は山椒にかかわる全ての関係者皆様の御尽力のたまものと敬意を表します。

このように、山椒を取り巻く環境に追い風が吹いていると感じているところ、ここはトップギアでさらなる販路拡大に乗り出すときではないかと思うわけあります。行政とJA、関係機関とが連携を密にしながら、山椒販路の拡大について、新規開拓

など、今後の展開をどう考えておられるか、その方針をお聞かせ願いたいと思います。

最後、３点目でございます。公共交通機関の今後のあり方についてということであります。長年、有田鉄道さんが過疎地の交通難を補ってくださり、路線バスを運行いただいております。この路線バスは過疎地にとりまして、特に運転免許証を持たない方や免許証を返納された高齢者皆様には欠かすことのできない交通手段となっております。しかし、人口の減少に伴うバスの乗客数の減少が、その路線バス事業の経営を厳しくされているとお話も伺います。この状況は今に始まったわけではなく、かなり前から続いておりまして、過疎地域の交通難所地に向けた、路線バス運行補助金の国庫補助を入れても、ごく一部の損失を補填するだけで、厳しい経営状況は全く変わらないということでもあります。このまま厳しい運行状況が続き、改善が見込めないということになりますと、会社といたしましては、当然のことながら、会社の行く末を考え、この路線バス事業の縮小や、これは過疎地にはかなりつらいことではありますが、完全撤退という道を模索されることになると思われま。

地域といたしましては、撤退というような最悪の事態を招かないよう、切に願うわけでありま。この件につきましては、有田鉄道さんと町行政が何度もその方向性について協議されているともお聞きしております。その協議を踏まえて、今後の方向性についてどうなっていく予定でしょうか。また、安定して継続できるよう対応されたいと思いますが、どうでしょうか。

最後に、山間過疎地が置かれている公共交通機関のあり方を総合的にどう考えておられるかお聞かせ願いまして、この壇上での私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目の選挙年齢が１８歳に引き下げによる公職選挙法の見直しに関連して、法改正による有田川町で新たに有権者としてどのくらいあるのかというお話でございますけれども、今回の法改正によりまして、現在、有田川町の住民基本台帳に登録されている方で、今回の参議院選挙において新たに有権者となる見込みの方は６月９日現在で５７３名であります。

議員が御心配されておりますとおり、未成年者が投票権を持ったことにより、公職選挙法に抵触する事態も考えられます。県の選挙管理委員会においては県内の全ての高校に対し、お話講座を開催し、選挙の仕組みや選挙運動の年齢制限などについての説明を実施しており、有田地域の高校については３月１６日から１８日にかけて実施されました。このとき、有田中央高校においては模擬投票などの指導教育も行われたところであります。高校３年生では選挙権のある子どもと、ない子どもが混在しますし、

スマートフォン等のインターネット環境の普及などで知らず知らずのうちに選挙運動にかかわってしまう場合も考えられますので、町としましては公職選挙法で摘発されることのないように、やってはいけない行為などの周知をするため、啓発冊子を未成年者に配布いたします。

約半分が、選挙権を持っている子と、選挙権がない子があるんで、現在、スマートフォンで盛んにやりとりする中で、選挙権のない子が選挙運動をすれば、摘発される、選挙違反になるということで、そこら辺が非常に心配するところでございます。

それから、2つ目の日本一の山椒の里、今後の振興策についてのお尋ねがありました。高齢化による耕作放棄地の今後についてでございますけれども、耕作放棄地がふえている問題につきましては、山椒だけではなく、ミカン、トマト、あるいは水田等々、全ての農家において後継者問題も含めて、耕作放棄地がふえているのが現状であります。国においても耕作放棄地の増加を抑えるための対策として、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払事業などにより、支援を行っておりますけれども、問題の解決には至っておりません。また、耕作放棄地を耕作したいと考える人に貸していく、農地中間管理事業も進めてはおりますけれども、農家からの利用者は少なく、この事業につきましても、耕作放棄地の歯どめには至っていないのが現実であります。

今後、農業の持続的な発展のためには、担い手の確保、育成と合わせて、農地の集約、集積による経営規模の拡大及び現在進めている空き家対策事業等で移住してこられた方々の新規就農を同時進行していかなければならないと考えています。

山椒は実が軽量で収穫には大きな力を必要としないことから、経験のない移住者や定年帰農者にも収穫の一端を担っていただけるものと考えます。また、現在地元農家の中には栽培から加工、販売、販路開拓と、積極的にブランド化を進め、順調に生産販売を行っている農家もおられることから、子育て世代のIターン者には山椒の栽培と、それを活用した商品の開発、販路の展開等、若さを生かした新しい考えで、新たな農業の開拓を進めていただきたく、地域の高齢化の歯どめや、活性化につなげ、耕作放棄地の解消に努めていただきたいと思います。

なかなか、山椒地域、高齢者ばかりの方が多地域であります。耕作放棄地をどうするのかという話、非常に難しい問題だと思っています。仮に、あと20年もすれば、今の体系ではほとんどの集落の栽培が不可能な状況になってくると思います。ただ、都会からの若者が今、農業をやりたいという方が非常にふえてきてはおりますけれども、やっぱりネックになるのが、そこへ来て果たして生活していけるんかというような大きな課題であります。私も時たま、地域のほうへ行って、これからの農業というのはここら辺やったら、農業法人か何ぞを立ち上げて、複合的な農業経営をやらんと、もうあかんの違いますかという話をさせてもらいます。残念なことになかなか、その地域にリーダーとしてやってくれる人が今のところ見つからないというのが現状です。山椒はもちろんのこと、水田もたくさんこれから余ってくると思います。これを生か

して抑制野菜とかいろんな、もちろん米もそうですけれども、抑制野菜等々をつくっていけば、かなり有利な農業経営ができるん違うかなということで、そういった指導もこれから諦めずにやっていきたいなと思っています。

続いて、2点目の販路拡大でありますけれども、JAや個人経営者がそれぞれ頑張っておられますので、町といたしましては山椒の認知度アップに重点を置いて、取り組んでまいりました。山椒の収穫時期には役場への問い合わせの電話が多く、メディアにも、ぶどう山椒を取り上げていただいております、知名度も向上していると感じるところであります。近年、ヨーロッパでも山椒は日本のスパイスとして脚光を浴びており、日本国内だけではなく、外国での消費拡大も目指し、県食品流通課との協議を重ねており、この現状を農家はもちろん、一般町民の方々にも知っていただきたく、広報ありだがわ6月号でも特別に特集を掲載したところであります。

また、有田川町ぶどう山椒の認知度アップのために、東京、名古屋など、都市部で行われる各種イベントにも参加し、PRに努めております。春先には亀田製菓の柿の種、ご当地選手権がございまして、見事今回も1位を獲得となりました。10月3日より期間限定で全国販売される予定となっております。2年前にも柿の種、婚活プロジェクトでも1位となり、一躍盛り上がりを見せていましたが、予定販売期間の終了後、再度販売されることがなかった中で、今回の1位はストーリー性の面からも十分知名度アップになると確信しております。また機会があれば、亀田のほうへ行って、期間限定やなく、10月3日から販売すると聞いているんやけど、できるだけ通年で販売してくれんか。前のときも非常に期間が終わった後、全国からすごい続けてやってほしいという要望も来ちゃんのやという手紙もいっぱい見せてくれました。できるだけ通年販売してもらえるように、これからまた亀田さんのほうにもお願いしにしていきたいなと思っております。

また、先日のテレビで、なぜか海南市の個人の家が山椒のことで映っていましたが、ヨーロッパのほうでも非常に山椒が現在、見直されて、これはすばらしいスパイスやっという事で、チョコレートを入れたり、パンにまぜたり、いろんな方面でこれから利用されていきそうな感じがしますので、これまた県の食品流通課とも協議しながら、できるだけ販路拡大に努めてまいりたいと思います。

それから、3つ目の御質問の、公共交通のあり方についてでございます。平成28年1月に口頭で民間事業者から、平成29年4月より有田川町の全ての路線バスの廃止も含め、抜本的な見直しを行いたいという旨の話がありました。町としましては、住民生活の大事な公共交通であるため、続けてほしいと申し出をしました。全面的に補助金等の見直しを検討することで、平成29年4月以降の廃止については現在のところ取り消してもらっております。そして、現在、民間業者と補助金、運行路線等についての協議を進めております。町としましても、今後、国、県、運輸支局等のアドバイスをもらいながら、平成30年4月以降の運行についてコミュニティバスも含め、

路線バスの見直しを進めていきたいと考えております。

次に、山間過疎地がおかれている公共交通機関のあり方を総合的にどう考えているのかということでありますけれども、路線バス、タクシーは山間過疎地における不可欠な公共交通手段であり、地域のニーズに応じた生活交通を確保することが必要であると考えています。そのため、公共交通の交通不便地域などにおいて、路線バス、コミュニティバス、観光施設巡回バスなどの交通体系の見直しを図り、交通手段の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

岡議員の質問にお答えいたします。選挙年齢が18歳以上に引き下げられる公職選挙法の改正に関して、義務教育の場で小中学校の生徒の関心を高める教育、今後どう取り組まれるかということについてでございます。まず、小中学校の学ぶ機会につきましては、小学校では6年生、中学校では3年生の社会科において、公民という分野で学習を行っております。自分たちの生活と政治との関係や、その仕組みについて、地方自治法を具体例として学習いたします。その後、三権分立、憲法等、国の仕組みについても学んでいきます。また、選挙制度についても現在の制度が確立されるまでの経緯や、投票しない人がふえているという問題などについても学びます。自分たちの願いを実現し、暮らしをよくするために、自分たち一人一人が政治に関心を持ち、投票することで政治に参加していくということが大切だということを学んでおるところでございます。

なお、小中学校の授業では公民の教科書による授業と、学習指導要領による取り組みを行っているところでございます。町の取り組みといたしましては、議員のおっしゃるとおり、子ども議会の開催、議会の傍聴などにより、子どものころから地域に、また議会に興味を持ち、地域の課題を考える力を養っていくことなどで、自然と地域愛が生まれ、政治に興味を持つようになり、投票行動につながっていくのではないかと期待しているところでございます。

このような取り組みについては、今後も継続していくよう、各方面に御協力を願いながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

私から山椒生産に係る過去5カ年間の栽培面積及び生産農家数、生産量の推移について概略を御説明させていただきます。

まず、栽培面積につきましては、平成２３年度から平成２７年度までの５カ年間で１０４ヘクタールから９８ヘクタールとなっております。６ヘクタールの減少となっております。ただ、栽培面積の算出につきましては、生産量から逆算した数量と聞いております。正確な栽培面積の把握はできていないのが現状であります。ＪＡの担当者のお話によりますと、過去５カ年間で少しずつ減少しているのは明白であるということでもあります。

次に、生産農家数につきましては、平成２３年度の８１０戸から段階的に減少しまして、平成２７年度には５７０戸となっております、過去５カ年間で２４０戸の減少となっております。減少率につきましては、７０．４％でございます。

最後に生産量につきましては、乾燥するまでの生換算の量でお答えいたします。平成２３年度３１６トン、平成２４年度につきましては３２７トン、平成２５年度につきましては２２８トン、平成２６年度につきましては３２９トン、平成２７年度につきましては３０８トンと、平成２５年度を除きまして、毎年３００トンを上回っております。５カ年間でいきますと、大きな増減はさほどないものかと思われます。

以上のように、栽培面積、生産農家数、生産量の過去５カ年間の実績を見る限り、生産農家数は大きく減少していますが、栽培面積、生産量については大きな減少は見られないところであります。しかしながら、栽培面積等も少しずつ減少しているのは明らかでありますので、関係者の皆様方と今後の対策につきまして、さらなる協議を重ね、日本一の山椒の里の維持に努めなければならないと考えております。

続きまして、山椒の認知度アップについて、今までメディア等に取り上げられた代表的なものを紹介させていただきます。まず、１つ目は１月にフランスの代表するパティシエのフレデリック・カッセル氏が開発いたしました、ぶどう山椒を用いたチョコレートが東京、京都、フランスにおいて発表されております。それから、亀田製菓からは手塩屋ミニだし山椒味というせんべいがございます。４月から２カ月間の限定で全国販売されるなど、食品を通じての認知度もかなり高まっております。雑誌等への掲載につきましては、４月に道の駅あらぎ島、７月、８月にはかんじゃ山椒園が取り上げられ、紹介されております。テレビでは６月にＢＳジャパン、石ちゃんの知らないニッポンのまいうススペシャルという番組に、粟生、それから遠井地区のぶどう山椒畑、それから、かんじゃ山椒園が紹介されております。９月にはテレビ和歌山でピリリ王国参加店といたしまして、赤玉、あさぎり、田舎カフェかんじゃの３店が紹介されるなど、露出の機会も最近は数多くなっております。

産業振興部といたしましては、関係者の皆様方とこの機運の盛り上がりを絶やすことなく、今後の生産販路の拡大へとつなげてまいりたいと考えておりますので、今後ともお力添え、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

8 番、岡省吾君。

○8 番（岡 省吾）

再質問ですけれども、言いたいことは1回目のところで大方申し上げたので、また答弁も丁寧にやっていただきましたので、余り再質問というのはありませんけれども、若干させていただきます。

1点目の、選挙権の年齢引き下げの件でございますけれども、まず教育長にお聞きます。先ほども申しましたけれども、辻岡先生もおっしゃいましたけれども、子ども議会というのは本当に意義深い、大変いい取り組みだと思っております。ことしも第2回目の子どもの議会が開催されるということで、また傍聴に来たいなと思っております。できたら、先生のやる気というか、取り組む熱さというのが子どもたちに教えていく中で大事なと思うわけでございますけれども、できたら先ほど町長も答弁されておりましたけれども、偏った中学校だけじゃなくして、網羅できてずっと輪番制でやっていけるな取り組みでやっていけたらなというのは個人的に思いますけれども、第3回、第4回に向けて、具体的に、その方向性について、子どもの議会の開催、どう考えておられるか、あればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

今後の、子どもの議会のことだと思っております。今後の、子ども議会につきましては、毎年開催したいと思っております。各中学校にわたれば、いろんな打ち合わせで、いろんな教育課程とか、いろんな影響があると考えております。そのために1つの学校のどのクラス、1つの学校の、こういう単位で開催していきたいなと、そういうふう考えているところでございます。

いろんな学校の負担、あるいは生徒の負担などを考慮しながら、校長会とも相談しながら、今後進めていきたいなと、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

8 番、岡省吾君。

○8 番（岡 省吾）

ただいま、学校と連携をとりながら、学校の意見も聞きながら進めていかれるかなというふうに思うんですけども、小学校や中学校の教育の中で公民の分野の学習の中でしていくということをお聞きしておりますけれども、各学校が共通の、同じような中で学習できるように、指導要領のガイドラインみたいなものがあって、それをもとに進められているのか、それとも学校別にやっているのか、そこら辺はどないなっているか教えてください。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

小中学校の、この分野につきましては、今、文科省、県ももんでいるところがございます。今、かなり報道で主権者教育というのが非常に取り上げられております。主権者教育とは何ぞやということですが、これは社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育でございます。これをずっと浸透して行って、トータルのガイドラインというの、また出ようかと思えます。これから、そういうのをこれからやっていこうというのが教育に対する教育だと私は考えるわけです。これからの話だと、そういうふうに思っているところでございます。

○議長（佐々木裕哲）

8 番、岡省吾君。

○8 番（岡 省吾）

さっき、町長の答弁の中で、公職選挙法違反で摘発されないようにするために、啓発冊子を未成年者の有権者に対して配布するという答弁があったと思うんですけども、非常にこの内容について私自身も興味がありますし、どういうものかなというのがありますので、関心がありますので、ぜひ議員さんにも配付していただけたらと思います。また、この冊子をどのような時期に未成年者の有権者の皆さんに配布されるか、予定がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ただいまの岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、現在、その冊子につきましては600冊購入して、新有権者の方に送る準備をもう進めておるところではございますので、近日、また送ることになれると思います。議員各位の皆様にも1部お渡しできるようにはさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

8 番、岡省吾君。

○8 番（岡 省吾）

また、その冊子を見せていただきたいと思います。

若い世代の投票率がなかなか上がらんということで、若い人の投票率を上げるという取り組み、今までもされていましたが、18歳に引き下げられるということの中で、今後、ますます投票率が上がるように、向上するように今後とも頑張りたいと思います。

以上、この1点目の質問は終わらせていただきます。

2点目の山椒の振興策についてでございますけれども、耕作放棄地の問題ですけれども、先ほど町長も、国の施策も活用しながら、耕作放棄地の解消に向けて取り組ん

でいるけれども、なかなか解消、解決には至らないという答弁だったと思いますけれども、山椒の産地として有名なのが、特に遠井地区や沼、楠本、境川、日物川といった、本当に過疎化の進んでいる、若い人がなかなかおらんというような状況のところが産地として有名ですけれども、その地域に若い方が住んでいないというのが現状の中で、今後、今までも、先ほど町長の答弁にもありましたように、Iターン者、Uターン者が来てもらえるような施策というのも今後やっていただきたいと思いますけれども、今、全国的にも各山間地の活性化に、都会から意欲のある方を募って、来てもらって、国費で向こう3年間の所得を確保して、地域おこし協力隊があちこちで導入されていると思うんですけれども、有田川町では、その地域おこし協力隊はまだ入っていないと思うんですけれども、そういう過疎地に、地域おこし協力隊みたいな施策を入れて、取り組まれてもどうかなと個人的には思うんですけれども、そういうふうな取り組みは今のところは考えていないのですか。その点、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

申しわけありません。この場でお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件、不利地域に住民票を移しまして、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱ということになります。隊員は一定期間、地域に居住いたしまして、地域ブランドや地場産品の開発、それから販売、PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、それから住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みでございます。明確な目的を持って田舎で働きたいという方が来ていただける、必ず地域の活性化につながると思います。この件につきましては、地域の受け入れ態勢等のこともございます。チャンスがあれば前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

今、部長から地域おこし協力隊のお話をお聞きいたしましたけれども、和歌山県下でも隣の紀美野町、日高川町が地域協力隊を入れて、なかなかいろいろ問題もあるとお聞きしていますけれども、成功している例とかも、去年、岡山県のある地域に行ったときでも、成功している話も聞きましたし、いろいろそういう成功した例をお聞きして、前向きに検討されたいなと思います。

今、山椒の価格なんですけれども、とり始めがぼんと高くて、最後のほうには大分低

くなっているということでお聞きしていますけれども、最近の山椒の価格、どれぐらいか参考までにお聞かせいただけたらありがたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

昨年、平成２７年度の価格につきまして、聞き取りをしてございます。実山椒につきましては、出荷当初、キログラム当たり４，９１０円と、かなりの高値がついております。多くの量が出回る時期、後のほうになりますと９７６円と低額となっており、価格の変動が非常に激しいのがわかっております。乾山椒につきましては、出荷当初にはキログラム当たり約４，０００円、量がふえるにしたがいまして、最終価格は２，５１３円となっております。実山椒に比べれば価格の落ちがおだやかなものの、やはり４割弱の価格落ちとなっておりますので、出荷の時期が収入に大きな影響を及ぼすこととなっております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

８番、岡省吾君。

○８番（岡 省吾）

今、山椒の値段をお聞きしたんですけれども、部長がおっしゃったように、最初は値段が高くて、日に日に、急激に落ちていくということもお聞きしております。清水というのは気温的に低いこともあって、値段が下がったときに取り始めるというようなことで、なかなか清水で山椒をしていく農家の皆さんにとっては本当に厳しい状況であって、若い人もそこに従事していくのが難しいかなと思いますけれども、やっぱり安定した値段を保っていくことが、これから望ましいんですけれども、それには販路の拡大というか、新たに消費量を上げていくということも大事なかなと思います。

先ほども申しましたけれども、行政がそれをするというんじゃないしに、ＪＡさんと協力しながら、そこらをやっていききたいと思うんですけれども、山椒もいろいろな効能がほかにないのかなと常々思うんですけれども、かんきつ類の山椒でありますから、花粉症に効くとか、殺菌効果があるとか、そういう新たな項目が出てきたら、また、おもしろいんじゃないのかなと思うんですけれども、以前、山椒の効能を何かないのかなということの中で、清水時代に大学にお願いして、その成分を調査してもらったんですけれども、余りええ結果が得られなかったということもお聞きしておりますけれども、その後、いろいろと大学も研究をいろいろとされていると思いますので、今後、新たな成分を調査するというのも考えられんかなと思うんですけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

多分、新たな効能が出れば、また価値も物すごく上がると思います。一遍、大学とも相談して何とかええ方法がないか探してみたいと思います。ただ、岡議員も知ってのとおり、山椒、種もとれます。今までは廃棄処分ということで、実は有田中央高校の農業クラブの生徒達が野菜づくりに、その山椒の種を土壌へまぜたところ、白菜の葉の数がすごくふえた。虫が来るのが全然違うということで、ことしはどうやら圃場のほうで、それはポットで去年やったんですけれども、ことしは圃場へまいて、その結果試しにやるということで、しっかりと研究やってくれということも生徒にお願いしております。山椒の種がそういう効能があれば、非常にうれしいことで、今は厄介なものとししか扱っていないんで、去年はそういう結果が出たということで、ことしはもう少し大々的に農業系列の子どもがやってくれているようでありますので、また注目していきたいと思っています。

○議長（佐々木裕哲）

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

今、町長から新たな、そういう可能性があるん違うかなということで、大いに期待するところでありますので、またよろしく願いいたします。

この間の広報にも大きく山椒のことを取り上げていただいて、中をばらばらとしか読んでないんですけれども、有田川町が日本一の山椒の里やということで、全国的にも名前が知られていく中で、ほかの地域へ買ってもらうというためには、地元消費、やっぱり地元で消費していくことが、まず大事であるかなと思います。ただ、山椒というのは風味とかいろいろ、好き嫌いもあるかと思うんで、なかなか一般の皆様にも万人受けするものではないかなと思うんですけれども、今、苦手な人でも食べられるような商品開発とか、民間レベルでやっていただいているので、そういうことも皆さんで協力しながら、地元で消費できる態勢を、今後ますます力を入れていただきたいと思います。

基本的に町としては認知度アップを主眼に取り組んでいっているということでございますけれども、やっぱり海外に向けて、今、山椒の機運が高まっている状況の中で、どう取り組んでいくかということも、県と町と、そして関係のJAさんらと話をしながら、行動に移していけるようにやっていただけたら、また山椒の販路拡大につながっていくかなと思いますので、その点もよろしくお願い申し上げます。

公共交通機関のあり方についてですけれども、僕、過疎地に今まで長年、有鉄さんが路線バスを運行していただいて、なかなか乗客数を見ていると、余り乗っていないし、ほんまに大変やろなと思うんですけれども、やっぱりコミュニティバスを使いながら、有鉄を利用して、こっちの病院へ来られる人にとっては大変大きな交通の足やと思いますので、今、町長の答弁でも補助金の見直しも含めて、路線の変更等も協議し

ながら継続、2年間先送りしてくれたということですが、2年先、3年先、どうなっていくかわからんような状況の中で、継続して運行していただけるように抜本的に考えちゃっていただきたい。できることはできる限りやっちゃっていただきたいなと思います。

この後、増谷さんも同じような質問をされるので、この件については後へバトンタッチをさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木裕哲）

以上で岡省吾君の一般質問は終わります。

……………通告順4番 2番（小林英世）……………

○議長（佐々木裕哲）

続いて、2番、小林英世君の一般質問を許可します。

小林英世君の質問は、一問一答形式です。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

2番、小林です。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

質問は、3項目、それぞれ3点です。

1項目目は、有田川町の地域防災計画についてお尋ねします。まず、平成25年3月に我が町の防災計画を出していると思うんですが、1年半前ですが、質問したときには今後、見直したいというふうにお聞きしました。それは県の避難想定が大きく変わった。南海トラフの地震予想が非常に大きいものになって、被害想定が大きく変わったということで、今後見直していきたいというふうにお答えをいただいたのですが、今どのようになっているのかというのをお尋ねします。

次に、熊本の地震が発生して2カ月になるわけです。いまだ余震が続いているのですが、今回の地震をどのように我が町として受けとめているのか。そして、防災計画にどのように生かしていくのかというのをお尋ねします。

1項目目の最後ですけれども、計画ができて、それを実際に実行していかないと、なかなか何のために計画を立てるのかということになります。だから、その点で考えると広報、あるいは啓発活動というのが非常に重要だと思うんですが、我が町の広報、啓発の活動状況、現状をどのように捉えていますかということです。これがまず1項目目でございます。

続いて、2項目目に行きます。2項目目は避難所についてであります。まず、避難所に行くまでに、最初に巨大地震が起こったときの、この巨大地震というのは南海トラフというふうにご捉えてください。避難者数ですが、県の想定では前にも出ておりま

すが、今の状況で、どのように避難者数を想定しておりますかということです。この質問は熊本地震を見ていると、余震が怖いということで、実際、家は壊れていないんですが、かなりの人が避難所に押し寄せているように、私は思います。だから、例えば、半壊まで行かないような人はほとんど家におるんじゃないかというふうな想定をしているんじゃないかというふうな危惧も持っておりますので、町としてどのようにお考えかお答えください。

次に、避難所の数なんですけれども、現在、63カ所、私、通告書には70カ所ぐらい書かせていただいたんですけども、その後、よく調べてみますと、63カ所あるというふうにこちらで把握しています。その中で、旧吉備地区が8、金屋地区が25、清水地区が30というふうになっているんですけども、この数、かなりばらつきがあるんですけども、この状態は適正かどうか。どのように考えておるのかということをお聞きしたいと思います。

2項目目の最後ですけども、大規模な避難所というのはかなり設置、運営が大変な状況になると思います。これも熊本地震の映像がどんどん流れてくる中で、例えば、車いすに乗られている方とか、高齢者の方、そういう方がなかなか中に入れずに、軒下のようなところでおられる。あるいは車の中で避難している。あるいはテントで避難している。いろんな状況が出てくるわけですけども、それはもっと考えますと、大規模な避難所に入れないという方がたくさんおるということになりますが、大規模な避難所の運営もまた大変になってくると思うんです。ということで、避難所の運営、あるいは設置について、マニュアルをつくっておられるのか。そして、もしできておれば、内容を簡潔に説明していただきたいと思います。

3項目目です。AEDについてお尋ねします。心肺停止状態に陥ったときに、非常に頼りになるというか、力を発揮するのがAEDだと思うんですが、まず町内に設置している場所、どういうふうなところに、どういう形で設置しているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

次に、AEDの耐用年数ですけども、5年から7年、業者によっていろいろ違うんでしょうけれども、数年というふうにしているんですが、古くなったAED、随時交換していかなければならないと思います。それについてどんな形で交換しようとしているのかということをお聞きしたい。

最後に、町内でAEDを使うというのはごくまれかもわからないんですけども、AEDで助かったという事例はたくさんあるんですが、設置場所を今後ふやしたり、あるいは設置場所を明示する、どこにどういうふうにあるのかというようなことを広報で伝えたり、そういうふうなことの予定はあるのかないのか。

それと、もう1つ、使用できる人をふやさないと、幾らAEDをふやしても、まず意味がありません。だから、そういう意味で講習をどういうふうな形で計画しようとしているのかということをお聞きしたいと思います。

以上、1 回目の質問を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

本町における防災計画については平成22年3月に策定して、平成25年3月に改訂、平成27年3月に一部を改訂しております。現在、次の見直しについて、防災会議を8月に開催して、次の改訂をする方向で、現在進めているところであります。本年4月に発生しました熊本地震の防災計画への影響については、今回の見直しでは盛り込んでおりません。今後、国、県の新たな想定や指針が示されて、その辺が整理されてくれば、今後の見直しにおいて反映したいと思っております。

次に、防災計画の広報や啓発活動についてでありますけれども、現在、町のホームページにおいてごらんになられるようになっていきます。ただ、一般の方にはもっとわかりやすい内容の災害時の心得などについて、ホームページ等で周知を図っていくようにしてまいりたいと思います。また、本年1月より広報ありだがわにおいて防災情報のコーナーを設け、啓発活動に取り組んでおります。

とにかく、町民の皆さんに、いかに防災意識を高めてもらうかというのが大きな今の課題だと思います。個人の備蓄もできるだけやっていただけるように、これから本当に防災意識を高めていただくということが大きな課題だと思っております。

次に、震災時の避難所利用者数でございますけれども、平成26年10月に発表されました県の地震被害想定では、東海・東南海・南海3連動地震で当町においては最大で4,100人、南海トラフ地震で最大4,000人の避難者が想定されております。それに対応できるように取り組んでいるところであります。指定避難場所の数は人口集中地域では数は少ないんですけれども、収容規模の大きな施設が多く、山間地域では規模は小さいですけれども、数は多く指定しております。いずれも学校、地区集会所等を中心に想定しており、有田川町の地勢や人の分布に応じたものと考えております。

指定避難場所の避難所の運営につきましては、避難所運営マニュアルを作成しております。区長さんや自主防災組織の協力を得て、避難者が自主的に運営を行うこととしています。被災当初は担当職員が避難所運営の支援に当たりますが、その後、避難者の自主的な運営が軌道に乗れば、避難者にお任せすることになります。

3つ目の御質問のAEDの設置及び使用講習の状況についてでございますけれども、AEDにつきましては各小中学校、役場庁舎及びその他の公共施設に合計で36カ所設置しています。使用講習につきましては、消防本部にて実施している救急救命講習の中で、AEDの取り扱いについて受講していただいております。設置及び使用研修についてでございますけれども、設置につきましては、ある程度の必要と思われる箇

所には設置しておりますけれども、今後必要と考える箇所があれば、設置について検討したいと思います。また、使用研修につきましても、救急救命講習等を通じて、受講者をふやしていきたいと思います。AEDの使用年数と交換についてでありますけれども、これは今、買い取るのではなくて、リース契約をやっています。詳しいことは部長から答弁させたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

それでは、小林議員のAEDについての御質問にお答えさせていただきます。AEDの耐用年数と交換についてであります。メーカーによって5年から8年、消耗品の電極パッドは2年から3年、バッテリーは約4年程度となっております。現在、当町が設置しているAEDの多くはリース契約により設置しているもので、消耗品やバッテリーについてはリース契約に含まれております。AEDについては大変重要であると考えておまして、平成26年9月23日に当町の明恵の里スポーツ公園において起こった事象につきまして、AEDが効果を発揮して人命の救助に役立ったというふうな事例もございます。

そして、また、避難所のマニュアルについてもお聞きされていたかと思うんですが、避難所の設置についてのマニュアルというのは特に設けてございませんが、今、指定しております指定避難所以外にも災害に応じて柔軟に地域の集会所等を中心に、安全が確保されるところ、また避難所生活が容易に行えるところを順次、必要に応じて、そのときに指定していきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

それでは、再質問をさせていただきます。

熊本の地震なんですけれども、震度7が2回続けて来た。それから、5以上の非常に大きい地震が続けて来ている。極めてまれな地震で、専門家さえ、前代未聞というふうに言っております。東日本大震災のときにあれほど大きな、一斉にトラフが動くということは想定していなかったというふうなことを専門家が言って、あのときも想定外。あんな津波が来るとは思っていなかったというふうな形で専門家は言っています。私たち、南海トラフが来るといふふうに言われて、今、準備をしていますが、実は紀ノ川筋には中央構造線が走っています。トラフが動いて、中央構造線が動くということは当然あり得ることです。とすると、避難所の設定でも、あるいは避難計画をつくるときでも、防災計画をつくるときでも、少し大きく想定して、でも今できることはここなんだというふうに、できることをきちっと積み重ねていくということが物すごい大事だと思うんです。そういう意味で、この防災の件については、僕、3回

目なんですけども、質問は。前回よりも今回のほうが詰めた話、今回よりもその次のほうが詰めた話というふうになっていけばいいと思うし、それが啓発につながればいいというふうに思って質問させていただいています。

平成27年3月に防災計画の改訂版を出したというふうになっていますが、この改訂版はどこで見られるのでしょうか。改訂されたわけですね。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

平成27年の3月につきましては、要援護者の避難の部分についてのみ一部早急に改訂する必要がありまして、改訂しております。その分については町のホームページの中で、防災計画を見られることになっております。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

地域防災計画という何ページもあるやつですけども、それがずっと同じ顔して載っているんで、できればどこかに一部変更したとかいうのが、誰もがわかるような形で明記していただきたい。

これはちょっとついでだから言わせてもらいますけども、広報に関することで、うちの町のホームページというのはまだまだ工夫の余地があると思うんです。できるだけ早く、タイムリーに書きかえていただきたいと思います。ついでで悪いんですけども、年度がかわったら4月中ぐらいには新しくしていただきたいし、多分、人とかそういう問題があるのかもわからないですけども、できるだけみんなでバックアップして、素早く書きかえていただきたい。もう1年も前のものがずっと残っているというのは見苦しいと思いますので、ついでで悪いんですけども、これはお願いしておきます。

それから、先ほどの熊本の地震の話ですけども、避難所の話に行かせてもらいます。避難所ですが、先ほどは、うちは9,000からのキャパがあると。想定は4,000、5,000までやと。十分すいていますというふうに説明していただいたんですけども、例えば今回、吉備は2カ所ぐらい減っていますよね。指定避難所です。減っています。その指定避難所が減ったところ、ぽんとどこかへ入れているように僕は見えたんです。例えば、吉備の体育館には今まで、きび会館に行っていた人たちがここへ来るというふうになります。実際に、最近、避難所設営ゲームでしたか、HUGやったかな、そういうのがあるんですけど、そういうのは何回か、多分部長もされていると思うんですけども、そういうのをやっていくと、いかに想定の数、例えばきび会館、きびの体育館、500人というふうに想定しますけれど、あそこに500人入りませんよね。実際にやるとね。例えばペットを連れてきたとか、病気があるとか、子どもが泣くとか、いろんな状況が出てくるわけですよ。今回もそうですけど、子ども

が泣くから、避難所でおれないといって、車の中におったりとかね。ペットを連れていきたいけど、インフルエンザにかかっているとか、そういうのが出てきますよね。そういうことを想定すると、避難所の設営というのはもう少し、つくるまで、あるいは運営、もう少し細かくわかりやすくしていただきたいなと思うんですけども。

それで、前に鍵の話をしたと思うんです。その鍵はどのように検討していただいたかということも含めてお答えください。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

鍵の話なんですけど、なるべく近くの方にお渡ししてからできるようにということでございまして、一応、内部では検討しているんですけども、まだ現実の話、その近くの方に鍵をお渡しできるところまでは至っておりませんが、それについても引き続きできるようにやっていきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

2 番、小林英世君。

○2 番（小林英世）

それから、指定避難所の位置づけなんですけれども、これは長期の避難も可能ということで、指定避難所は長期避難も想定して、それから一時避難はそのときというふうにされていると思うんです。清水地区に30カ所の指定避難所、一部は一時3カ所ぐらいと聞いているんですけども、残りの27カ所は長期の避難所として考えておるのか。そこへいろんなものを配るというふうにするのか、それともある程度集めてきてというふうにするのか、そこあたりはどうですか。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

清水地域におきましては、かなり広範囲に点在して集落がございますので、今現在の数の避難所につきましては、一応長期というふうに考えておりますけれども、その中でやはり集約する必要があると出れば、集約も必要であるとは考えております。

○議長（佐々木裕哲）

2 番、小林英世君。

○2 番（小林英世）

当然、集約していかんと実際、回らないと僕は思うんですよ。だから、ある程度と言わんと、しっかり、もっと想像力を働かせてやっていただきたいなという気がします。

それに関連してですけれども、吉備のほうですけれども、3,000人、4,000人ぐらいの人口のあるところで、1カ所で例えば吉備中でいうときに、本当にそれ

で長期の避難生活ができるのかというふうな気がするんです。これは一発でもう終わるだったら構わんけども、余震が続くという中で、家でおれるやろうとかという人が押し寄せてきたときにというのがあって、避難所については、私は考えたんですけど、このくらいの地震だったらここが指定避難所やと。でも、このくらいの地震だったら、指定の避難所を、こういうふうな予備のところまで広げるんだという、何段階かの避難計画というのが現実的じゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

避難所につきましては、ケース、ケースによって避難所を変えるというところも、なかなか住民にとってはわかりにくいという面もございますし、今のところなるべく避難所は今の形でやっていきたいと思っているんですけども、地震によってはいろんなケースが出てくると思います。それについては柔軟に、そのときに対応していくということが大変大事であるというふうに考えております。

○議長（佐々木裕哲）

2 番、小林英世君。

○2 番（小林英世）

確かにそのとき、そのとき柔軟に対応することは非常に大事だと思います。以前からそのような答弁をいただいています。先ほど私が言わせていただいたのは、我々は阪神淡路から震度7をもう4回経験しているわけです。その都度、こういうふうなところが足りなかったということを反省して、いろんな計画に盛り込んできています。今、熊本が済んで、とにかくみんなが気持ち、まだ熊本の地震から余りたっていないなというときに、広報にどんどん落としていく、広げていくという、ある意味では絶好のチャンスなんですよ。こういうときに、そのときそのときに柔軟に対応するというのも大事なんですけど、こういうときこそ方向性を幾つか詰められるところは詰めていくという、僕はチャンスだと思うんで、話をさせていただきました。その件については、もうこれ以上言いませんけども、そういうつもりですから、よろしくお願いします。

あと、AEDに関して、やはり使える人をふやすということで考えると、今は消防のほうで講習をやっていただいていると思うんですけども、その講習をもっとエリアをふやすというか、対象をふやす。例えば中学3年生は必ず受けるとか。そういうふうな形というのは考えていないんですか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

AEDの使用についてですけど、もちろん幾ら、何台据えても使う人がなかったら話にならんことで、幸いなことに明恵のグラウンドで起こったとき、使える人がいて、一命を取りとめたという事例もあります。

実は今、消防の本部の計画の中で、各区へ自主防災組織を含めた訓練、先日も久野原というところで、第1回を行いました。多くの人に参加してくれたようであります。できたらそういうところへでも、AEDを使えるような訓練も取り入れて、できるだけ使える人、知識のある人をこれからふやしていけたら、一番いいんと違うかなと思っています。ほんまに幾ら置いておいても、使える人がいなかったら、いざというときに誰もいなかったといったら、これは何の役にも立ちませんので、また消防本部、これからずっと各地区を回ってくれるようであります。できたら、その機会にでも、もう一度AEDの使い方というのもメニューの中に入れて、使える人をできるだけふやしていきたいなと思っています。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

今、AEDを使える人をふやす方向でということでお答えいただいたのでよろしくお願ひしたいと思うんですが、あとどこにあるのか。例えば、道でばたと倒れたと、一番近いAEDはどこよっていうのが、わかりやすいようにしていただいたらありがたいと思うんです。いろんな市町村の中ではホームページに防災マッピングみたいなのがあって、その中にAEDがぱっとあるとか、わかるようなところもあります。広報、1月から大きくいろいろ取り上げていただいていますけども、有田川の広報の中へ入れてもらうとか、何かそういうふうな、もっともっと広げてもらうような方法があると思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今現在は消防本部のホームページのほうで公共施設のAED、またはそれ以外の民間でのAEDを設置している事業所等もわかるようには公表させていただいております。またそれ以外に今後、広報でも啓発には努めたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

では、できるだけマップのような形で落とし込んでいただいたらありがたいと思いますので、1回、検討していただいたらと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木裕哲）

以上で小林英世君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。２時４０分から再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 １４時２３分

再開 １４時４０分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順５番 １４番（増谷 憲）……………

○議長（佐々木裕哲）

１４番、増谷憲君の一般質問を許可します。

増谷憲君の一般質問は一問一答形式です。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

私は今回、二つの質問で通告をさせていただいております。

先ほどから同僚議員の質問とダブっている箇所もあり、その点は割愛もさせていただきながら、総合的にお答えを求めて質問に入らせていただきます。

まず一つ目は、防災災害対策についてであります。

去る４月１４日夜、熊本地方を襲ったマグニチュード６．５、最大震度７の地震が起こり、大きな被害をもたらしました。さらに１６日にもマグニチュード７．３、最大震度７の地震が活断層に接するあたりで発生しました。

気象庁は、先の地震を前震とし、後の地震を本震との見方を発表しました。そして、断層がずれた横ずれ断層型の地震だと発表しました。

被害が大きかったのは、震源が浅く、また余震と本震が連動したため、もう大丈夫だと思って家へ帰った人が崩壊した建物の下敷きになったケースや、倒壊せずに残っていた建物が２回目でも全壊になったケースが多いためであります。

地震発生から２週間で震度４以上７までが９７回も発生し、１から７を加えますと何と１，０１４回にもなります。そして、庁舎、学校、病院など本来避難所となる公共施設なども機能しないぐらい影響を受けました。

今回の熊本地震は、企業誘致の売りにしていた安全な場所というように地震は余り起こらないだろうと言われていた地域に起こったのが問題であります。全国地震動予測地図、２０１６年版の付録２には、世界の地図上によると１９７７年１月から２０１２年１２月までに発生したマグニチュード５以上の地震は、面積は世界の１％未満であるのに対し、世界の地震の約１０％が日本の周辺で起こっています。

日本は世界的にみても、地震による危険度が非常に高く、全国のどこでも震度6弱以上の強い揺れに見舞われる可能性があることを指摘しています。しかも、有田川町内には土砂災害危険箇所1,152カ所、そのうち警戒区域が1,169カ所で、そのうちの特別警戒区域が1,073カ所となっています。また、二川ダム湖周辺には、御荷鉾破碎帯があり、ダム湖の水が決壊しないか大変心配しています。今後、いつ大きな地震が起こっても不思議でない状況になっています。

そこで、地域防災計画の見直しにより、減災目標をより明確にして早急な具体化が今求められているのではないのでしょうか。先ほどの同僚議員の答弁では、8月の防災会議で見直すということを明らかにされましたが、この地域防災計画の最大の眼目は減災目標であります。この減災目標はどのように設定をされていかれるか、お示しをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、防災の具体化として三つの点から質問します。

一つ目は、木造住宅の耐震化の問題です。今の木造住宅の耐震化は、昭和56年以前に建てられた木造住宅が対象となっています。しかし、昭和56年以前の基準では、十分対応できなくなり、建築基準法の見直しでは、国は平成12年5月以前の木造住宅まで耐震化するよう補助基準をしました。より安全性を高めるためにも、平成12年5月以前までと対象を広く拡大すべきではありませんか、いかがでしょうか。また、町の建築物の耐震化は、その後、どこまで進んでいるのでしょうか。公共施設で避難所になっている施設の耐震化も合わせてどうでしょうか。

二つ目に、国、県の助成制度で耐震ベッドや耐震シェルターの助成制度があります。居住室の内部を鉄骨や木材で補強し、地震により建物が倒壊しても安全な空間を確保できます。すぐに避難できない高齢者、子どもなどにはとても有効ではないでしょうか。設置工事の3分の2まで補助してもらえます。そして、残りの3分の1の半分を町が助成してはいかがでしょうか。

三つ目に、阪神淡路大震災でもそうであったように、地震による家屋の倒壊で電気火災が発生し、大きな火災を招きました。そこで、今注目されているのが電気火災を防ぐ感震ブレーカーの設置補助であります。

2015年3月に大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会が報告書を出しています。それによりますと、95年の阪神淡路大震災で原因を特定できた火災139件のうち85件、つまり61%です。2011年の東日本大震災で地震型火災と認定した163件中108件、66%が火災であったといえます。揺れて白熱灯がベッドの上に落ちて布団から出火したり、地震で損傷した配線が停電復旧後に電気が通ったことでショートして出火した事例もあります。

こうした火災を防ぐために、震度5強程度の揺れを感知すると、自動的に電気を遮断する装置です。分電型タイプとコンセント型タイプがあります。設置するための助成制度を設けられたらどうでしょうか。

次に、避難所のあり方について質問します。

まず、避難所での生活についてであります。国は熊本地震で避難所の生活改善の通達を出しています。内容は、どこの被災地においても通じるものがあります。認識されていますでしょうか。また、こういう内容が当町にも具体化する必要があると思いますがいかがでしょうか。

二つ目に、一時避難所や指定避難所での避難者が体調が悪くなったりします。そうしますと、適切な施設への移動が必要となってしまう。そのための避難所が福祉避難所であります。

身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、在宅難病者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者など対象となります。町内には10カ所の福祉避難所が指定されていますが、吉備と金屋でそれぞれ4カ所、清水で2カ所となっています。特養ホームが三つ、老健施設が三つとなっています。この10カ所には介護施設が6割を占めています。今の状態でもマンパワーが不足していますし、地震時に対応が可能かどうか、実際機能できるのかどうか心配します。1カ所に集中させないためにも、また今後ふやしていくことも必要であると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

三つ目に、公衆電話は災害時にも通じやすい電話であり、災害伝言ダイヤルも利用できます。避難所に特設公衆電話を設置している避難所はどこどこでしょうか。

四つ目に、仮設住宅について質問します。

まず、仮設住宅の候補地が以前の質問でお聞きしましたが決まっているということでありました。場所はどこで何戸建設可能になっていますでしょうか。また、住宅の建設着工からどのくらいの期間で入居が可能になる計画になっていますでしょうか。

二つ目に民有地を借りて建設する場合は、国が財政負担をしてくれると聞いていますが、そうなっていますでしょうか。

五つ目に、避難所に避難できない方やいろんな条件があって避難所へ行けない方にテントを活用できるよう考えられていますか。これは、熊本地震でテントの必要性を大きく問われているからであります。

まず、災害時はみんなが被災者になってもおかしくない状況であります。当然、職員も地域の住民もそうです。そうなりますと、この間、職員が減ってきている中で、また、地域が高齢化している中で被害状況や御用聞きの調査ができる体制にあるでしょうか。

二つ目に罹災証明の発行についてであります。罹災証明は、建物が被害にあった証となるものであります。被害状況に応じて全壊や大規模半壊、一部損壊等を認定してもらい、罹災者が各種支援を受けるためにどうしても必要です。

例えば公的支援では、固定資産税や国保税の減免や支払い猶予、被災者生活支援金や義援金の支給、公的書類の手数料の無料、仮設住宅や公営住宅への入居が優先されます。災害復興住宅の融資も受けられると聞いています。

ところが、地震災害が発生すると、熊本地震でもそうでありましたが、罹災証明の発行がなかなか進んでいないのが現状であります。その理由は、職員は避難所の運営など、被災者の救援などに手をとられているからであります。これらのことも含めて、想定して対策をとることが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

七つ目に風水害への対応について質問します。

まず、民家や畑へ流入した土砂の撤去等についてであります。これまでも、流入した事例がありました。そして、特別に町長の判断で対応していただいたこともあります。特別な場合でもなく、一定の基準を設けて支援策をぜひとも設けられたい。

二つ目に、災害等により、また、防災上撤去の必要がある場合、空き家の所有者から空き家となった物件の撤去を申し出た場合、一定の基準を設けて対応できる支援策も設けられたいと思いますがいかがでしょうか。

三つ目に、有田川河川の右岸が老朽化している問題であります。例えば、吉原地内の農業集落排水の終末処理施設の上側から金屋あたりまでの間とかであります。台風時や大雨時に河川の水位が上昇したり、流入量が多くなり、また強くなりますと護岸がもたなくなる可能性があります。

しかし、河川改修は改修箇所が多いため予算がつきにくいのが現状であります。調査して、改修の優先順位をつけて計画的に進めていただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。

これが最初の防災問題の質問であります。

次に、公共交通のあり方について伺います。

不特定多数の全員が利用できるというのが公共交通の大きな役割です。特に中山間地域は高齢者が多く、移動自由の制約を受けています。地域公共交通と福祉計画との整合性も必要だといいます。高齢者の生活をどうしていくか。全ての人が高齢化していくのですから、特定の人の問題ではありません。交通空白地帯という言葉があります。バス停から300メートル以上、鉄道の駅から500メートル以上離れている地帯をいいます。

公共交通を進めていく上で、前提としていただきたいのは交通政策基本法が目的、基本的認識、交通の機能の確保及び向上を明らかにし、国や地方自治体の責務を明らかにしています。

目的では、国民生活の安定向上や、国民経済の健全な発展を図るとしています。基本認識では、将来にわたってその機能が十分発揮して、国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることを認識して行わなければならないとされています。また、災害時には交通の機能が低下の抑制、迅速な回復に資するとともに、災害発生時に避難のための移動に対応する要配慮が求められています。そして、町の責務として交通に関する施策の策定と実施を求めています。こういう背景から、町の総合交通計画の策定が必要ではないでしょうか。

平成２３年１２月議会で岡山大学の地域貢献寄与の充実を図るプロジェクトで、よりよい交通になるよう研究していくと答弁されています。町の総合交通計画の策定はされているのでしょうか、されているとすれば、その内容をお示ししていただきたいと思います。

二つ目に、町として交通条例を制定されてはどうかという問題であります。

地域交通の確保は法により地方自治体の責務であることが明らかであります。しかし、専門家は交通事業者の需給調査により、町はどのように進めていけばいいのか、関係者の権限が及ばず交通政策が思うように進まないことになると指摘されています。

交通政策を実現する枠組みを明確にし、町民にも明確にする必要からも、交通基本条例を制定されてはどうでしょうか。

三つ目に、地域交通会議は関係者が集まって民間事業者が運行がしている運行の廃止や新設、料金の変更などを協議する場となっています。しかし、路線の新設や充実をやろうとすれば、事業者の経営を圧迫するということで同意を得られない場合もあるのは御存じのことだと思います。

そこで関係者で地域の公共交通を町民の目線で充実させる前向きな会議になるよう提案されてはどうでしょうか。

四つ目に、大きな目標と異議、責務を明らかにしていきながら、具体的に研究に取り組まなければならない問題が先ほどの同僚議員の質問でもそうですが、民間のバス事業者が路線バスを廃止したいと申し出てる問題であります。

路線バスは、例えば金屋口から清水間は毎日６往復しながら、国庫補助を受けられる乗降者がいないという現状があります。当然、経営も圧迫されるのは当然ですから、路線バスの廃止は今問題となっています。

この路線バスを廃止する場合、廃止の半年前に決定しなければならないことになっています。まずは、来年度は続けるということでもありますので、平成２９年９月ごろまでにはどうするか結論を出さなければなりません。そうなりますと、平成３０年４月以降の運行は町が考えていくのか、あるいは業者に引き続き運行してもらえよう具体策を検討されるのか、その辺を明確にさせていただく必要があると思いますがいかがでしょうか。

そして、公共交通のあり方については、有田川町の状況に合った具体策を考える上でも、公共交通の専門家を招いて方策を探ることや、町民対象にシンポジウムの開催などをして意見を出してもらい、そういう場も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

これで第１回目の質問を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一つ目の御質問の防災、災害対策についてであります。

地域防災計画の見直しでございますけれども、現在、策定作業中でありまして、8月までに防災会議を開催し、改定をする見込みであります。地域防災計画の見直しによる減災目標の変更については、南海トラフ地震等の大災害による死者及び重傷者を今後10年間で半減をする方向で検討をしています。

次に、2の地震により圧死や焼死を防ぐ対策の具体策について。

まず、1の住宅耐震化の促進と啓発でありますけれども、平成12年5月以前の基準まで補強をでございますけれども、住宅耐震化を促進するための啓発については、町広報や回覧板で年2回行っていますが、本年からは各地区で行われている自主防災組織の避難訓練に伺い、説明をさせていただく予定にいたします。

先ほども申し上げたとおり、先日も久野原地区の避難訓練にお伺いをしたところがあります。また、耐震診断を受けられた方には、補強設計から耐震改修工事までの事業の流れを郵送し、啓発をしております。今後も引き続き改修促進の啓発に努めてまいりたいと思います。耐震改修につきましては、より危険度が高い昭和56年5月31日以前に着工された住宅を対象として行っています。

先の熊本地震でも多くのこれらの住宅が被害を受けておりますので、現時点においては対象を広げる予定はございませんけれども、今後の耐震改修の進捗状況を確認、国、県の推移を見ながら検討していきたいと思います。また、町の建築物の耐震化についてでございますけれども、町の施設の耐震化については、現在、全て建物で完了をしております。

次に、県の助成制度で家の中に置くシェルターの普及のために町も予算化をとということでございますけれども、耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事については、平成27年から耐震対策の補助制度に追加されており、県と国で設置工事の3分の2を補助するもので、補助額限度は26万6,000円、残りは個人負担となっております。

地震により建物が倒壊して安全な空間を確保するものとして、また、地震時に避難が困難な方にとって、寝たまま安全を確保するものとして有効なものであると考えますけれども、制度が始まったばかりでありますので、県内市町村の状況、今後の問い合わせや申し込みの状況を見て、状況を勘案しながら検討していきたいと思っております。

次に、耐震ブレーカーについてでございます。地震の際に自動的にブレーカーを落とし、地震後、電気が復旧した際の電気製品による火災を防ぐものですが、安いものは3,000円から4,000円程度で購入できると聞いております。まずは情報を出して、周知徹底を図ってまいりたいと思います。

3の避難所についてでございます。避難所での生活は過去の災害を見ても住環境が

十分とは言いがたく、内閣府からも避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が示されているところであります。

避難所については、アルファ米を備蓄していますけれども、白米以外にもピラフやドライカレーなど1種類に偏らないように注意をしながら備蓄をしています。議員御指摘のように、今後においてもそういった面に配慮をしていく必要があると考えております。

2の福祉避難場所については、その運営については対応できる人材が必要であることから、社会福祉協議会等の協力も得ながら協議を進め、円滑な運営ができるように取り組んでいきたいと思っております。

3の特設公衆電話の設置についてでございます。平成25年1月にNTTと覚書を交わし、現在、田殿小学校、石垣小学校、金屋農村センター、小川小学校、御霊地区コミュニティセンター、八幡小学校、藤並公民館、城山公民館、安諦公民館の計9カ所に設置をしております。

4の仮設住宅についてでございますが、これについては、詳しく後ほど総務部長から答弁をさせます。

5の避難場所を利用できない方にテントを用意する件についてでございますけれども、ホームセンターとの協定を結んでおります。必要に応じ対応したいと考えますが、強風や大雨、高温や低温などの気象条件に対して対応できるものなのかどうか、その有効性を検証する必要があると思っております。まずは、避難所での対応を中心に考えてまいりたいと思っております。

6の被害状況や事務の迅速化についてでございます。

1の発生時の被害状況については、区長さんや自主防災組織の協力を得て、災害対策本部各部において調査し、情報班において情報を収集してまいります。また、町民からの各種相談は町民班が避難所におけることは避難所班が行うことになっております。

2の罹災証明についてでありますけれども、まず、町が実施する被害認定調査を行う必要があります。被害家屋が多い場合には、迅速に罹災証明を発行するために、先日の熊本地震の際でもありましたように、各自治体から調査員を派遣していただく必要があると思っております。本庁においては、現在16名の職員がこの住宅被害認定士の登録をしております。今後も、毎年4人から5人程度を受講させたいと考えております。

次に7の風水害の対応についてであります。

1の家、畑への流入した土砂等の撤去のための支援策でございますけれども、民家に土砂が流入した場合、地元区や消防団はじめ御近所の皆さんが協力して撤去していただいていることが多いと思っておりますけれども、流入土砂の量やその災害規模、居住者の方の家庭環境等により、ボランティア等で撤去することが困難な場合も想定されますので、ケース、ケースで支援策を考えていきたいと考えております。

畑へ土砂が流入した場合は、国の災害復旧事業の対象になれば、所有者と協議の上、申請したいと思います。平成23年に発生した災害では、県下で甚大な被害が発生したため、国の災害復旧事業の対象とならない農地、農業用施設を支援するため、県が特別に補助金制度を設け、町も事業費の25%を支援しました。今後についても、災害の規模や被害の発生状況を勘案しながら、支援策については検討していきたいと思っています。

2の空き家になった物件の撤去のための支援策でございますけれども、有田川町では景観重要地区内で行う空き家等の撤去作業については補助制度がございますが、町全体を対象している支援策ではございません。

近隣の有田市、広川町、日高川町で全域を対象とした補助制度を設けていると聞いていますので、まず、空き家対策のための実態調査を検討してまいりたいと考えております。

3の河川の護岸の老朽化対策を計画的に進めていただきたいということでございますけれども、有田振興局建設部に問い合わせたところ、有田川及び有田川支流の老朽化護岸改修計画については策定していないとのことでした。改修整備要望については、有田市、かつらぎ町、高野町と本町で組織しています有田川河川改修促進協議会で、毎年県知事に陳情活動を行っています。これにより、改修整備をしていただいた箇所もありますけれども、まだまだ未整備の箇所が残っています。町民の命と財産を守るため、今後も粘り強く要望をしてまいりたいと思っております。

次に二つ目の御質問の公共交通のあり方についてでありますけれども、町の総合交通計画についてでございますが、現在、交通政策基本計画は策定しておりませんが、有田川町長期総合計画で公共交通機関についての施策を策定しております。内容については、JR紀勢線の利便性の向上や住民ニーズに対応した路線バス及びコミュニティバスの充実を図ることなどについて記載しております。

2の交通条例の制定についてでございますけれども、町内の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた交通施策をまちづくり、その他の観点を踏まえながら、有田川町長期総合計画で掲げている公共交通機関についての施策に取り組んでいきたいと考えてますので、条例制定については考えておりませんが、今後必要があれば検討していきたいと考えております。

3の地域交通会議についてでございますけれども、地域公共交通会議は平成19年2月に要綱を定めており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な路線の新設や廃止、運賃の変更などを協議するために設置されている会議でございます。

会議は、地域住民の代表者として旧3町の区長会長の方にも参加をしていただき、地域の実情なども協議しておりますけれども、今後も国、県、運輸支局等のアドバイスをもらいながら、なお一層町民の意見を取り入れられるように努力をしていきたいと考えております。

4の民間の路線バスの廃止計画についての1、2の質問でございますが、民間業者から廃止計画を出されたものではありません。平成28年1月に口頭で民間業者から平成29年4月より有田川町内の全ての路線バスの廃止も含め、抜本的な見直しを行いたい旨の話がありました。

町としましては、住民生活の大事な公共交通になるため、続けてほしいと申し出ました。そして現在、民間事業者と補助金、運行路線等について協議を進めています。全面的に補助金等の見直しを検討することで平成29年4月以降の廃止については、現在取り消してもらっています。

3の廃止の場合は、申請の関係もあり半年前に結論を出す必要があります。結果を出す時期はいつごろかという質問でございますけれども、町としては平成29年9月末をめどに協議を進め、平成30年4月以降の運行について、コミュニティバス等も含めて民間事業者と協議し、路線バスの見直しを進めていきたいと考えております。

4の廃止に向けて進めていくのですかという御質問でありますけれども、現在は廃止はいずれにしても考えておりません。コミュニティバス等も含めて路線バスの見直しを進めていきたいと考えております。

今後も業者で運行してもらうのですか、あるいは町が運行するのですかとの質問でございますけれども、今は業者で運行してもらうことを考えてますが、今後、協議検討する中で住民サービスの低下にならずに経費も安くなるのであれば、町運営も選択肢の一つとして検討していきたいと考えております。

6の公共交通の専門家を呼んで方策を考えることや、町民対象にシンポジウムや意見を出してもらう協議の場を設定されてはどうかということでございますけれども、今後、協議する中で国、県、運輸支局等のアドバイスをもらいながら、町民の意見を取り入れられるよう検討していきたいと思います、

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕 準君。

○総務政策部長（中裕 準）

それでは、増谷議員さんの仮設住宅の件についての質問にお答えさせていただきます。

応急仮設住宅の現在建設候補地につきましては、県のマニュアルに準じ、明恵峡温泉第2駐車場、清水若者広場及び旧北小学校グラウンドの3カ所を選定し県に報告しています。

現在報告している施設では174戸が建設可能であると予定しています。また、災害の状況によっては、県と協議しながら柔軟な対応も必要であると考えます。

建設着工から入居までの期間についてですが、災害発生から20日以内のできるだけ早い時期に着工し、早期の入居が可能になるよう取り組んでいきたいと考えていま

すが、大体着工から完成まで3週間から4週間程度必要であると言われています。熊本地震に対する応急仮設住宅の状況においては、4月16日に地震発生から早いところでは6月3日に応急仮設住宅が完成し、5日に入居可能となったと聞いています。

用地につきましては、公共用地を優先することとしています。民有地を借り上げての建設については、原則として無償での借り上げとなります。民有地を借り上げて応急仮設住宅を建設する場合の国の財政負担についてであります。東日本大震災のときに特例で一部国が財政負担を行ったケースもあったと聞いていますが、原則、民有地の借り上げについては無償となります。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、地域防災計画と長期総合計画の関係なんですけども、地域防災計画の減災目標は災害半減ということで、これは前回と変わらないと思うんですが、長期総合計画の後期基本計画では、災害対応力を高めると明記されています。今、次期長期総合計画の策定に入っていますけども、そういう点では災害対応力や、また新たに追加を予定している項目があるとすれば示していただきたいと思えます。

そして、合わせてこの間熊本地震で各新聞なんかでも言われてるんですが、この地域防災計画の中に車中泊の問題がまた問われてきてるんですよ。なかなか仮設住宅や公共施設入れない。それから、人のこと気になったりとかあって、車中泊がふえてきているということで、対策をいうべきだと言われているんです。

車中泊をする理由として、再び大きな地震があって物すごく不安に感じていると。だから、車で寝泊まりしてるんだということがあります。しかし、そういう車中泊することによってエコノミー症候群になって、車中泊の中で6人が車中の中で死亡しているという事例も起こってきてるんですが、しかしそうも言ってもらえない面もあって、車中泊の発生を想定しながら、指定避難所とする公共施設、その他の施設の一つに、大規模な運動場や広場を仮に指定駐車場として加えることも現実の対応として、これから求められてくるんじゃないかと思うんですが、その点も含めて今度の地域防災計画見直しの中に、ぜひとも検討していただきたいなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

それから、木造住宅の耐震化の問題です。平成20年から27年度までの木造住宅耐震化工事を見ますと、年間平均2.25件しかないんです。耐震診断見ましても年間平均1.5件です。昭和56年5月末までの耐震基準は震度5強で損壊しないことが求められています。しかし、阪神淡路大震災からさらに耐震基準が見直されました。昭和56年の基準を満たした建物でも84.4%が平成12年の現行基準を満たして

いないと報告がされています。昭和56年の基準は、壁の力の規定が見直されたのに対し、平成12年の現行規定は壁の配置バランスと接合部の強化がされています。壁の柱と土台や量、柱などの接合部分の強度が必要となりました。

ですから、昭和56年以前の建物は経年劣化も加わって被害拡大の恐れが高くなっています。減災目標からしても最新の基準に合わせて耐震化を行うべきではないかと思います。

和歌山県の住宅耐震化の目標を平成27年度で耐震化率84.2%、目標どおりいけばあと県下で約6万戸と言われていますが、だからこれでいいのかどうかということもあります。今後の耐震化に向けて、その点はぜひとも平成12年5月まで広げていただきたい。これは、国はそこまで広げて補助を認めますよということを言うておりますので、ぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

それから、シェルターの設置補助、やっぱり昭和56年以前に耐震化の工事がなかなか進んでいない実態からみると、せめて命ぐらいは守れるようにする必要があると思うんです。しかし、実際その重要性が認知されていない現状があります。熊本地震で亡くなった方の7割が住宅の倒壊によるものでありました。ですから、耐震化が進まない中で圧死を避ける最低限の目標からしても、啓発しながら積極的に普及すべきやと思うんですが、ぜひそういう点で対策を求めたいと思います。

それから、感震ブレーカーの設置補助ですが、これは電気の火災の発生はもとより、抑制はもとより、延焼防止にも力を発揮して近隣の住宅や地域を守るという点からも大きな効果だと言われているので、ぜひ前向きに検討していただきたいんですが、鳥取県ではみんなで広げよう感震ブレーカー事業として、県下19の自治体を対象に支援をして、費用の一部を県が助成しています。早急な対策を促すために、3年間の期限付でやってしまおうと言っているわけです。市町村世帯数かける1,000円が上限額となっています。愛知県の東浦町では、ことしから簡易型タイプの設置補助を始めています。ここは約2万戸の世帯で、当初予算が145億円の町ですけども、この感震ブレーカーの設置補助は対象経費の2分の1で2,000円が最高額となっています。予算は60万円で組んでいるわけです。だから、こういう事例からも十分設置補助の助成が可能だろうし、効果が大きいと思いますのでいかがでしょうか。

それから三つ目に避難所の問題ですけども、これはぜひ環境改善とともに、避難所における食生活の改善について、先ほど町長も言われましたけども、そういう方向で具体策を組んでいただきたいと思います。

それから、福祉避難所の問題であります。福祉避難所の確保運営ガイドラインというのがあって、ここでこういうことを指摘しています。対象者数の把握、平時から対象者の現況把握を洗い出し、指定要綱や指定目標を設定、要配慮者一人当たり2から4平方メートルの基準で設けなさい。

それから、施設自体の安全性、土砂災害特別警戒区域が近くにあったらだめだと。

施設内の要配慮安全確保とスペース避難所の状態を把握できる専門職がいる。公民館などを指定した場合は、県の福祉施設協議会等と協議を締結し、運営等委託支援のほうが現実的だと言われています。特養施設などに委託した場合は、施設自身の通常運営に支障をきたしてはならないと言っています。こういう点を、ぜひマニュアルを見ながら対応策を求めていると思います。

それから、罹災証明の件ですけれども、16名の職員が財家被害認定士の資格を取っておられて、毎年四、五名を養成しているということでもあります。県は不動産鑑定士協会と協定を結んで30市町村と派遣協定を結んだと聞いているんですが、それはもううちの町でもそういうことになっているんでしょうか。明らかにしていただきたいと思います。

その点まず。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕 準君。

○総務政策部長（中裕 準）

増谷議員さんからあった、長期総合計画のほうに災害のほうの防災力の向上ということでどうなっているかという件についてですけど、まだ長期総合計画については、まだいろいろなニーズとかそういうものを調査している段階でありまして、内容等については、まだそこまで検討するところまでは至っておりませんので、そういうことも加味しながら進めていきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私のほうからは、木造住宅の耐震化についてでございますが、町長の答弁にもございましたけれども、県の補助要件では56年5月以前に建築された住宅ということになってございますので、現在のところその古い方の住宅からやっていくという方針でございます。

それとシェルターの設置補助につきましても、これもまた町長の答弁と同じでございますが、制度が始まったばかりでございますので、県内の市町村の状況、今後の住民からの問い合わせ状況等、申し込みの状況を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

何点かお答えをしたいと思います。

まず、熊本地震の際に、車中泊、避難所もあるんやけどやっぱりどうしてもやかま

しいて眠れんとかいう方が多く出て、昨日のテレビでもまだ車中で寝てんのやという人もたくさんあるようです。悲しいことに、このエコノミー症候群で亡くなった方も本当に多くあるようです。

こんな震災が起こったとき、車の置く場所については、別に今指定なくてもたくさんありますので、その要望については、もちろん土砂崩れのあるところやそういうところはのいてでもたくさんあるので、それは十分対応できると思います。

それから、耐震のほうですけれども、まず、56年以前のやつが熊本でもたくさん潰れてると聞いてます。まず、この56年以前のやつをまず多くの方に耐震の検査、それから補強を受けていただくように、啓発をしてまずしていきたいなと思います。

それから、耐震の感震ブレーカーの補助、これもちょっと検討して、もし多くの方が設置するようであれば、そんなに金は要らないと思いますので、検討をしていきたいなと思います。

それから、避難所の環境問題というのがあります。多分、実際に避難所開設すればいろんな問題が出てくると思います。特に環境、衛生についてもたくさん問題が出てくると思います。まず、先ほども申し上げたとおり、避難食についても1食に偏らないようにとか、いろんな問題これからしっかりと検討していく必要があるのかなという思いをしています。

それから、福祉避難所でありますけれども、うちにも民間のいろんな施設がありますけれども、恐らく今からでも満杯でそこに頼るとするのは非常に困難なことであると思いますし、そうかと言って町にも人員が限られておりますので、これも社会福祉協議会と協議をしながら、早急に検討していきたいというふうな考えであります。

それから罹災証明、多分これ30市町村やっているということであるので、うちも多分この中には入っているとは思いますが。まだ詳しいことちょっと聞いてないんですけど、多分そこの中にもうちの町も入っていると思っています。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度お聞きします。

耐震化の問題なんですけども、うちの8年間の実際の状況を見まして、診断が結構あっても、さっき私言いましたように、工事まで進む人というのは年間1件か3件でしよう、56年以前でも。

56年以前というのは、やっぱり高齢者の方が多い家が多分建ってると思うんですよ。だから、今の若い人もやっぱり56年以降に建てた若い方が住んでいる家でもやっぱり耐震してあげないとあかんの違うか。56年だけやったら進めへの違うかな、この実態を見ても、8年間の状況を見ても。

だから、全国的に言えば市レベルでは平成12年9月以前までの新しい基準で、そ

れでやっているところが結構出てきてるんですが、やっぱり有田川町としても県下で先駆けてそういう安全・安心・防災の強い有田川町と言われるために、そういう枠を広げられて、国の補助あるわけですから、ぜひ対応を求めていると思うんです。昭和56年も対応できるし、平成12年以前の建物も対応できるわけですから、いっことも問題ないと思うんですが、その点ぜひ検討求めていると思います。

それと、再度防災に当たるにあたって、役場庁舎なんかやられると業務全体がどうなるかという心配もするわけです。熊本でも多くの市町村がやられたりして、すぐに業務進まなかったということがありましたよね。

それで今、国が業務継続計画という策定を求めているんです。これについて認識されていますか。どういう内容かというの、もしなんやったら担当課のほうでお答えしていただきたいと思うんですが。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕 準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ただいまの業務継続計画なんですけども、うちのほうも県とかからの指導も受けて、それもつくっていく必要があるというところで、今、町各課がやっている業務の中で洗い出して、その中から優先的にしていかなん業務ということで、そういうふうな計画もつくっていく必要があるというふうには認識しております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

うちはやっていないということなんで、やっぱり調べたら市町村の策定状況、平成25年8月時点でも13%しかやってない。このおくれは大変だと思うので、担当課でしっかりと災害の業務ができるように、そういうことを対応するよう求めておきたいと思います。

それから、空き家対策については、さっき町長も言われましたように、有田周辺、それから日高のほうでも制度化しててやってくということですから、ぜひ有田川町でもそういう対策を求めておきたいと思います。

それから合わせて、これは質問項目には入っていないんですけども、いつも私も同僚議員も言いますように、やっぱり消防力の基準を引き上げる必要があると思うんです。消防力の基準、うちでいいますと人員配置、これの基準が、まだ6割台から7割台違うかな。これは、これだけ災害が大きく発生してきた中で、災害に当たる肝心かなめの部署が人数不足では対応できない。今うちの一般職の職員でも集中改革プランで減らしてきている中、ほんまに対応できるのかという心配があります。そういう点で消防長から、町長でも構いませんが消防力の基準についてどんな認識なのか、あわせて答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

空き家対策でありますけれども、まずその空き家の実態を正確につかむということから初めていきたいなと思ってます。

それから、消防力の増強、これも毎回何回も御質問はいただきました。よくわかっているところでありますけれども、一遍にということいきませんので、去年も実は、今年も5名採用させて、もちろんやめる人もあったんやけど、5名もさせていただいて、去年確定定員の枠を広げていただいて、それにいっぱいまで引き上げさせていただきました。また、今後もおっしゃるとおり災害のこともありますんで、消防力というのは非常にうちの消防の地域の消防の方もたくさんありますけれども、それも含めて今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

防災対策の最後に、やっぱり我々は被災者が日々どういう生活をしているかということで思いをはせてみんなが支援に当たってほしいなと。合わせて、この耐震化の問題や備蓄など我々自身も自己防衛するための啓発をもっと強化してほしいなということを申し終えておきたいと思います。

次の質問に移ります。

公共交通のあり方についてですが、交通基本条例は今のところ考えていない。長期総合計画の中で入れていくということがあるんですけども、やっぱり町の責務を明確にするという立場から、この条例化がどうしても必要だと専門家は指摘されています。

そういう点で、条例をつくるということは交通政策の全体が明らかになる。町民や議会に説明責任を果たせ、町の方針が明確になる。交通事業者にとっても条例がつくられることによって、具体的な行政方針が明確になって、中長期的な事業計画が策定しやすくなって、行政方針と一体となった事業運営が可能になっていくと。

もう一つは、住民参加や住民に推薦されて、住民自治に基づくまちづくりも推奨されていくということで見込まれています。それで具体的に、今後この民間バス路線の問題どうなるかということなんですが、心配しています。

例えば今一番多く乗っている美山線、美山線でも前年度とその前の年比較したら、やっぱり乗降客減っているといいます、何十人も。これが、美山線ももしかしたらあれだけ乗ってても廃止の対象に今後考えていくかもわからないという状況になると聞いてます。

そうなりますと、本当に交通弱者がますます生まれてきて、どうなるかなというこ

とになるんですが、先ほどの答弁では町長が最後は自分とこでもやるという決意みたいだったようにお伺いするんですが、そうなるとすれば、どんな方策、やり方、町長今頭の中で考えておられるんですか、一つぐらいお示しをいただきたいんですが。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

公共交通、この条例化というの、それも大事かもしれませんが、今のところこれはそういうことを策定しなくても、この公共交通というのが非常に大事やという認識はしてます。

それで、さっきも言うたように、恐らく美山線も今の乗降客の状況から言えば、恐らく補助金を上げるかしないと廃止だという方向へ進んでいくと思います。そういう場合、できる限り民間にやっていただくというのは基本でありますけれども、それでもあんまり全部で1億出せと言われてもそんなもん出せるわけではなしに、とにかく言えることは、どっちにしても全部ないようになるというようなことは絶対考えてません。それでまた、地域住民の方の意見も聞きながら、最終的に町でやらなくてはならないのであれば、町で当然やっていく責任があると。特に、高齢者の多い時代に入ってきますので、これは非常に大事なことだと思ってます。それは町の責任で、公共交通というのはきちっと守っていかなきゃいけないという考え持ってます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これから、その事業者さんと、もしくは運輸支局とも合同で会をもっていかれるんですね。ですから、その都度議長なり、議会にこういう結果になっているという報告もぜひいただきたいと思うんですが、最終的に幾らいい案ができたとしても、最後地域交通会議にかけて了解もらわなきゃかんわけですよ。そこでまたネックになってくる問題がありますよね。そこはどうクリアするかという点で、どんなん考えられます。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおり、うちにしても、路線にしてもコミュニティバスも巡回観光バスのときもそうでした。ふやすも減らすも交通会議して、これも原則として。ただこの前もですね生石区から海南通っていくバスについても廃止して、困ったんで自分らで有償輸送やろうかということで交通会議にかけて地元の人にも説明に来てもらってたんですけど、それでも今回はあきませんとなりました。

全部ないようになった時点で、あかんというようなこと交通会議としてでも言わないと思います。バスぜんぜんないようになって、交通会議やられてもそんなもんおそ

らく、常識として。その間はいろいろあると思いますけど。全部撤退するんやということになれば常識として。

何というか全部に関係するということになってますけども、これ広域としてはそうと違うんやと思います。ただ、陸運局の指導で全員の判をもらわなあかんということで、そういうことになればまたいろんな方策というか予算出して、全部なるようになれば陸運局も町が走らすていうのいらんていうことにはならないと思います。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

もうあんまりしゃべったら、次に差しさわりが出てくるので、もう最後にしますけども、最終的に民間タクシー会社との関係出てきますので、ある程度すみ分けをして、そういう業者にも運航してもらうような方策も含めて、やっぱり業者に利益を与えるようなことも考えながら、住民が使いやすい制度をぜひ考えていただきたいし、住民がもっと乗れるように、乗るような、大変ですけども、そういう運動というか、みんなで盛り立てていこうよという、そういう姿勢も要るんじゃないかな。でないと、他人事みたいな公共交通になってしまうので、その辺もやっぱり担当課のほうでしっかりといい案を出していただきたいし、ぜひ専門家呼んで、そういうところのいい事例も含めて勉強してほしいなと思うことを申し伝えて質問を終わります。答弁要りません。

○議長（佐々木裕哲）

以上で増谷憲君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時55分から再開します。

~~~~~

休憩 15時43分

再開 15時54分

~~~~~

○議長（佐々木裕哲）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順6番 10番（堀江眞智子）……………

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は一問一答形式です。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、4月に起こりました熊本地震で被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げるとともに、早期の復興と一日も早く平穏な日々に戻れますようお祈り申し上げます。

ちなみに、私が申し上げることでもないかと思いますが、この有田川町議会でも、この議会に先立ちまして熊本へのお見舞いを決めたところでございます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

保育所の利用については、児童福祉法第24条第1項の規定で保育を必要とする場合の条件を定めています。保育を必要とする場合とは、1、昼間労働することを常態としていること。2、妊娠中であるか、または出産後間がないこと。3、疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神的、もしくは体に障害を有していること。4、同居の親族を常時介護していること。5、震災、風水害、火災、そのほかの災害の復旧に当たっていること。6、前各号に類する状態であることのいずれかに該当し、かつ同居の親族などがその子どもの保育ができない場合を指します。

つまり、保護者がこのような状態にある場合は、保育所に入れることができるということです。この条件に該当しない場合は、家庭でみるか、家庭でみることができない場合は、幼稚園に預けなければならないということです。しかし、有田川町では幼稚園の利用は町内に幼稚園がないということもあり少数となっています。

児童福祉法のこの規定は、今から69年も前に定められた規定であり、現在の保育を求めるニーズとはマッチしない点多々あるように思います。ほんの二、三十年前までは、社会全体が大きな保育所の役割を担っていたような気がします。子どもは国の宝、皆の宝、町の宝、この言葉の意味をしっかりとみしめて町としての現在の保育ニーズにこたえられる施策を講じることが求められていると思います。

確かに、公共サービスとして実施する場合は何らかの規定を設ける必要があると思いますが、例えば働く意思のあるお母さんは、まず先に就職先を決めてからでないと保育所に入所願いは出せないわけです。

本来ならば、保育所に入所が決まってから就職先、就労条件を見きわめていったほうがゆとりをもって就職活動ができるように思います。また、育児休業中のお母さんは上の子供が1歳から3歳までで、下の子どもの育児休業を取得した場合は、保育所を退園させられる場合があるといえます。育児休業を取得するということは、有田川町の宝である子どもが生まれたということです。このことは、行政をあげて喜ばなければならないことだと思います。

それだけに、育児休業中であることを理由に1歳から3歳まで子どもが保育を受けられないということはあってはならないことだと私は考えます。それに、育児休業から復職する際、必ず子供が保育所に入所できるのかどうか、不安を抱えているということです。妊娠している間でもずっと不安を抱いているという方をお聞きしました。

また、常にお母さんと一緒にいる子どもたちは、本当に保育は必要ないのでしょうか。子どもとお母さんだけの子育ては、密室育児という問題も持っています。保育に四苦八苦しているお母さんや家族をも含めて、保育が必要であると認識していくことが必要ではないでしょうか。

経済企画庁国民生活局は、女性のライフスタイルをめぐる平成9年度の国民意識調査の報告書では、子育てに不安をもっているのは専業主婦のほうが高い傾向が示されているのです。子育てに自信がなくなることがある場合は、有職者が50%であるのに対して専業主婦は70%に達しています。有職者であるお母さんは、忙しいながらも細かいことに構ってられない、そういう側面もあると思います。

しかしながら、子育てに大きな不安を抱えている家族に育てられている子どもたちは、保育が満たされていると言いきれるのでしょうか。それとも、有職者の方からみればぜいたくな悩みにうつるのでしょうか。皆さん、この状況をどのように思われるのでしょうか。

もちろん、保育所の第1目的は、日々家族のかわりに子どもたちに保育を提供するところです。しかし、保育所は本来、有職者、専業主婦を問わずお母さん、次いでお父さんにもゆとりを提供できる場所であるべきだとの考え方は拡大解釈なのでしょうか。一般にお父さんはフルタイムで勤務をしています。しかし、お母さんはフルタイムを超えてオールタイム労働となっています。誰しも、ホッと一息つきたいときがあります。体調を壊したり、精神的に不安定であったり、気持ちをリラックスして新たな優しい気持ちになって我が子と接する、子どもはお母さんのイライラを痛いぐらいに感じているはずです。保育所でその部分が解決できれば、子どもを育てるための環境は各段に向上すると思います。

ただ、その際には子どもを保育するだけでなく、子どもを育てる全ての家族をサポートするとのスタンスに立っていただきたいと思います。有田川町でも、国からの人員削減のあおりを受けて、非正規の保育士が増加しています。非正規の保育士さんの仕事が正規の保育士さんの仕事と何か変わりがあるのでしょうか。不安定雇用では、安心して働けないのではないのでしょうか。わかりやすく言えば給料が上がらない、ボーナスありません。保護者の保育ニーズにこたえるためにも、非正規雇用で頑張っている保育士さんが正規雇用になっていけるように検討していただきたいと思います。

このような保育ニーズを踏まえるとともに、子どもは有田川町の宝であることを踏まえ、以下の点について答弁をお願いします。

1、育児休業中で1歳から3歳までの子どもが保育を受けられない規定はどのようなになっているのでしょうか。お母さんが職場に復職する際は、希望する保育所に必ず入所できることになっているのでしょうか。

2、児童福祉法24条第1項の規定はあっても、町として保育が満たされていない子供や保育を希望する子どもを全員入所させることはできないのでしょうか。

3、保育を希望する子どもの入所を進めるために、現在、保育士の半分ほどになる非正規雇用を正規雇用にしていくための採用に関する規定を新しく定めることはできないのでしょうか。

二つ目について質問をします。

きびの森保育所北側送迎に関する道路の専用道路位置づけについて。

きびの森保育所の送迎については、所長さんをはじめ職員の皆さん、また学校教育課の職員の皆さんの奮闘もあって、今のところ問題は起こっていないと聞いています。

しかし、東グラウンド南側の道路を西方向に進行する自動車やバイクが保育所送迎に利用する道路に侵入してくる場合があります。もし、自動車等が通行してきたときに、何かあって突然園児が飛び出したときを考えると、大変恐ろしい事態を招きかねません。何かあってから対応するというわけにはいかないということです。

保育所北側の送迎に利用する道路の進入口に一目でわかるような看板や大きな看板を立て、保育所ありと進入自動車等に注意を喚起することや、送迎時間帯は進入を控えるようにする方法を検討していただきたいと思います。

そしてきび体育館利用者の駐車に対する指導の徹底についてお聞きします。

きび体育館の駐車スペースは、きびの森保育所の新設によって少なくなっています。そのこともあって、きび体育館利用者の中には体育館東側の道路に駐車するなどの迷惑駐車もあります。地元区内からは、きび体育館の使用を許可する際に、利用規約の中に迷惑駐車について、厳しく対応することを記述するとともに、口頭でも厳しく指導してほしいという声が上がっています。

迷惑駐車がなくなるように指導を徹底していただくことを要望しておきます。また、万が一きび体育館利用者に迷惑駐車が見つかった場合は、通報を受けてすぐに迷惑駐車をしている自動車を移動させる指導ができる体制をしていただきたいということを検討してください。また、体育館利用者の駐車場の今以上の確保は考えませんか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の質問にお答えをしたいと思います。

保育に対する考え方についてでありますけれども、議員おっしゃる通り保育のニーズにつきましては、近年、変化してかつ多様化していることは認識をしております。そのニーズにこたえるために施設の確保や保育士の確保など、全国的に苦勞をしているところであります。

子育てを大切に考える有田川町の保育は、昨年まで8保育所で運営していましたが、その多様化するニーズに負えるよう3保育所を合併し、新保育所、きびの森の保育所を開設したことにより合理化され、保育士の確保や低年齢からの保育を充実

し、今年度から6保育所で運営をしています。

今後も財政状況厳しい中、有田川町全体を見て出生率やニーズ、人口の偏りを考慮しつつ、統合や機構の抜本的改革も視野に入れながら、国の制度である保育を必要とする児童等を基本に保育を行っていきたいと考えております。

採用試験につきましても、定員の許す範囲で現状の採用方法で対応してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育長から御説明をいたします。

二つ目のきびの森保育所北側の道路についてでございます。これは、皆様方の御理解と御協力をもちまして、新しい保育所が完成し、200人程度の子どもさんを預かって2カ月以上たちました。今のところ、大きなトラブルの報告は受けておりません。

三つ目のきび体育館の駐車場についてでございますが、駐車スペースは減っていません。確かに、きび会館を解体撤去しましたので、10台程度駐車スペースは減りましたが、それ以上の台数を新たに進入路を挟んだ南側公園側に設置をしています。また、きび体育館の利用は夜間や休日が主でありますので、隣接するきび森の保育所の送迎用駐車場も使用できる状況であり、以前と比較しますと随分台数的に改善されている状況であります。したがって、今以上の駐車場の確保は考えておりません。

附近道路への迷惑駐車については、カラーコーン設置などにより、今までは確認していないと聞いてます。今後も迷惑駐車の手導しながら、関係機関との協議をしながら検討していきたいと考えてます。また、体育館利用者への啓発にもつとめるように申しておきます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員の質問にお答えをいたします。

保育所に対する考え方でございますが、有田川町では、延長保育事業や保護者の病気や急な用事等の理由で家庭で子どもを保育できない場合、一時預かり保育を行っております。また、子育て中の親の孤独感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て支援センターを設置をしています。

今後とも、多様な保育活動をより充実して、きめ細かな対応を行っていきたいと思っているところでございます。

議員御質問の育児休業中の1歳から3歳までの子どもが保育を受けられないことについては、保護者が在宅であることから保育を必要としていないとの解釈によるものであり、保護者が職場に復帰する場合は、希望する保育所に入所できるように配慮しております。また、保育を希望する子どもを全員入所させることはできないか。また、それを進めるために非正規雇用を正規雇用にしていくための採用に関する規定を定めてはどうかということですが、先ほど申し上げたとおり、有田川町ではいろい

ろな保育事業を実施し、きめ細かな子育てを支援を行っております。

しかし、保育を必要とする児童等を保育するという国の制度を超えて、町が保育を希望する児童等を保育することは大変な財政需要が見込まれますことから、現行の制度の子育て支援に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

堀江議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、教育長のほうからありました子育て支援センターの２７年度実績について、ちょっと数字を言わせていただきます。

利用実績なんですけども、子育て悩み事相談利用件数につきましては４４件、ほっとルームと相談利用者につきましては、２，４９３組親子でございます。また、遊びの広場では１，０５０組、にこにこ広場、これは文化保健センター鳥屋城公民館で行う分なんですけども３３２組でございます。また、出てこられない家庭訪問をする件数といたしましては８３件、電話相談につきましては８件ございました。以上が子育て支援センターの実績でございます。

続きまして、２番、保育所専用道路としての位置づけということでございますが、専用道路や一方通行の規制をかけるには地域住民の総意が第一となります。確かに、保育所の建設を計画した時点から、地域の方や保護者の方との話し合いの中で、その送迎の方法について細心の注意を払うよう要望があり、協議を重ねてきました。

当該道路は、田殿方面にアクセスが悪いので交差点部分の改修の要望を受け改修しました。その中で、一方通行できないかとの声もありましたが、地域の方々から生活道路として使用しているので規制をかけてしまうことはできないとの意見も同時に出されました。結果といたしまして、保育所の運営の中で運用し、朝夕の送迎時は東から西へ一方通行を徹底することで了承を得ました。また、このことは道路の看板を設置するとともに、事前に入所説明会や入所式等で口頭と文書にて保護者に徹底して周知しました。

開設当初は、交差点や要所に職員や誘導員を配置し徹底しました。議員おっしゃるとおり、開所後２カ月以上経過しましたが大きなトラブルや苦情はございません。今後、安全対策面ですが、道路の標示や看板など関係機関と協議しながら、きめ細かい対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

１０番、堀江眞智子君。

○１０番（堀江眞智子）

それでは、再質問させていただきます。

町長の答弁の中で、定員の許す範囲で現状の採用方法で対応していきたいというふうに保育のことについては答えていただきました。範囲とはどれぐらいというふうに考えているのでしょうか。

それから、今、下津野でも徳田でも一戸建てがふえてきております。それから、私の地元でもマンションがふえて若い世帯や子ども連れの世帯が入ってきています。ですから、今後の子どもの数はふえると考えられます。そういう現状を見てどうお考えになりますか。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

採用については、今までどおりということで、大体全国平均などと同じぐらいだと聞いてます。うちもそれを目標にやっていきたいなと思います。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

短く言えば、子どもの数も今後ふえてくると思うので、職員採用なんかどう考えますかということ。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

子どもの数ふえてくれば、当然それに合わせて職員もふやさなくてはいけないという考えをもってます。非常にふえてくれることはうれしいことでありますので、それはきっちりとふえればふえるように対応をさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

もう一つ、この件について今全国平均がというふうに言われましたけれども、それは正職員の数が全国平均ということですか。それとも非正規と正職員の数を合わせて全国平均ということでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

両方合わせて割合はですね、全国の例を見ながらやっていきたいなと思います。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

合わせて、非正規と正規で全国平均というふうに考えておられるということですね、わかりました。

それでは、教育長の答弁していただいたところで、育児休業中での1歳から3歳までの子どもが保育を受けられないことについては、保護者が在宅であることから保育を必要としていないとの解釈によるものというふうに答弁をいただきましたが、育児休業というのはどの子のための育児休業であるのかなというふうに思います。保護者イコール母親であることから、在宅しているのは当たり前のことだと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

育児休業といいますのは、現在、直近に生まれた方の育児のための休業ということです。在宅しているから就業前の子どもを家で一緒にみていただくと、そういうことであります。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

わかりました。そのように認識していただいたらうれしいと思います。

ただ、子どもを、うちも孫生まれてちょうど1カ月少しなんですけれども、その間は案外よく寝てくれます。これからだんだん寝返りをうったり、その生まれた子供にすごく手がかかってくるということです。もしも、そういう場合には上の子どもが家でみなければならないということになっていけば、これすごい育児が二重に、三重にと大変になってくるというふうに思われますので、ぜひそういう子どもがいる家庭については、生まれた子に育児の専念ができるような形をとっていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

ただ、家庭の都合上ということもあろうかと思います。例えば、直近の子が生まれて2歳児もあると。やっぱり二人の育児をするというのはこれは基本であると思います。3歳児からは、保育所のほうへということになろうかと思います。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

そういうこともあろうかと思えますけれども、お母さんによっても大変やという方と、楽ちんやという方といろんな方がおられると思います。もちろん、下の子ができて働きに行けないので家でみたほうが保育料も助かるよという方も、いんな方がおられると思います。そのニーズに合っているふうな受けとめ方をしていただけたらというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

その個人のケース、ケースでいろいろな場合出てくると思います。基本的には先ほど言われた、議員言われた必要性の認定基準というんですか、それは27年度で子育て支援法の新しい法律で若干上積みされたところもございます。

有田川町では、有田川町保育の必要性の認定基準に関する規則とあります。その中で、当てはまるどころ、育児については産前1カ月、産後2カ月、育児のために保育を必要とするという部分。また、就職活動についても、生計を立てなくてはならないという就職活動等あれば、ケースによって2カ月間の就職活動に対する保育ということも認められております。その場、その場のケースで総合的に判断しまして対応していくところです。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

わかりました。

それでは、その規則と、それから先ほどの子育て支援の、今ここで言わないと忘れますのですいません、子育て支援センターの実績、あとで資料でいただけたらというふうに思います。

次に行きます。

教育長答弁の中にあった、きめ細かな子育て支援であるというふうに言われていましてけれども、本来のニーズというのが満たされていないといけないと思います。本来の意味の子育て支援にはつながらないというふうに思っております。

国の制度を超えなくて、子育てに優しいまちづくりができるのかなというふうにも思いますが、多々ほかの町にないような子育て支援もしてくださっていると思いますが、さまざまな保育事業できめ細かな子育ての支援を行っていているということですので、子どもが保育所で社会性を身につけながら育っていくことは大切なことです。

一度保育所に通った子どもは、そこですごい社会性を身につけながら、その子どもたちと一緒に毎日生活をしているわけで、その途中で下の子どもが生まれたからと

いって、また家に入って、そのあとまた出てくるというのは、子どもにとってどうなのかなというふうなことも考えられます。また、お母さんについては社会貢献の一つである仕事を辞めて、一つの価値観で子どもを育てることだけが果たして子どもにとっての幸せなのかなというふうにも思います。

ぜひとも、先ほど言ったさまざまなニーズにこたえていていただきたい。そしてまた、そういうニーズにこたえられるのだということを事前に知らせておいてあげることが大切ではないかというふうに思います。

子どもがおなかの中にいるときに、すごい不安に思って妊娠中を過ごすというのは、妊娠してるだけでも大変なのに、その心配が重なってくるということは、マタニティブルーというのは、よく皆様もお聞きになると思うんですけども、大変なことなのです。その所を考えていただきたいなというふうに思いますが、部長どうでしょうか。知らせるということはどうですか、事前に。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

先ほどからきめ細かな子育て支援ということで、有田川町で一番胸を張って言えることと言いましたら、やはり今年度、先ほどからもあったんですけども、場所を変えまして子ども総合センターのほうへ移りました子育て支援センターがいろいろな活動をやっているということで、その中のチラシですけども、月曜日については児童相談を行ってます、午前、午後、児童相談を受け付けて行っております。また、ほっとルームで子どもと遊びながらゆっくりと子育てを話し合いながら、お母さん方はホッとしながらということでほっとルームと言うんですけど、これについては火曜日から木曜日までというようなことで、こういうチラシ、年間第1、第4金曜日に開催するとか、年間計画のチラシ等配らせてもらって、相談等も受けてますということで周知しておるところでございます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

それでは、質問を続けたいと思いますが、ぜひ悩んでいる人がいたときに、そういうのが見てない人とかもおられると思うので、いろんなおばあちゃんとかもわかるような、そういうこと、広報なんかでもしてもらってれば、こんな方法もあるよとかいうふうなこともできると思いますので、また検討のほうをよろしく願いいたします。

それから、先ほど一時預かり保育もしてくださっているということお聞きしました。この場をかりて、それを利用している方からの一つのことを言いたいと思いますけれど

も、また、検討していただけたらというふうに思いますが、一時預かりも事前に予約をして預けているということをお聞きしています。

その中で、同じ仕事に行くお母さんですので、今、保育所の給食が民営化されまして、食事をつくる方の調理員さんの手もふえているかと思しますので、予約をして実費でもいいと思いますので、その給食を提供するような形もとれたらいいというふうに思しますので、検討をお願いしたいと思います。

それから、2のきびの森の保育所のことについてですが、地域の方の生活道路としての位置づけはこれまでどおりで何ら問題のないことだと思いますが、あそこで見させていただきましたら、交差点がちゃんと設置できていない。ちゃんとした四角い交差点でもありませんので、一旦停止をどっちがしたらいいのかなというふうな形でちゅうちょしているような場面もみかけますし、今までは大きな木が茂っていましたし、西側におりる道ありませんでして、見通しもよくなかったのであそこは一般に車が通るようなことにはなっていませんでした。

ですから、あそこが明るなったということもあって、そのほうが真っすぐの道なように見えて、一般に通行する方がすごい速度で通っているのも見かけます。その手前にもグリーンベルトとか引いてから、子どもが通るのに危なくないというふうなこともお聞きをしておりますので、専用道路が無理なのでありましたら、そういうこととかいろんな方策をしていっていただきたいなというふうに思います。

それから、安全対策面、今の部長の答弁ですけれども、今看板を立てていただきましたが、具体的に道路の表示や看板をこれからどのようなものにしようと考えていますか。安全面の対策は今まで何もなかったからとかではなく、誰かがけがをすることになる前に考えて実施をすることが大切だと思いますが、どのようにしようというふうに考えますか、部長。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

安全面、先ほども申しましたが、道路標示については、建設課と打ち合わせさせてもらって協議していきたいと考えております。また、看板についても、道路看板、規制看板もあるかと思います。また、違う面で飛び出し坊やというんですか、木で切っただけで子どもが飛び出すでというような、そういうやつを幾つか目立つような格好でつくってきたいということで考えております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

それでは、ぜひまだ犠牲者のいない間に早急に対策をしていただきたいというふう

に思います。

そして、きび体育館利用者の駐車に対する指導の徹底についてですが、きび会館の利用は夜間や休日が主であって、隣接するきびの森保育所の送迎用駐車場も使用できる状態であり、比較して改善されている状態であるというふうに答弁をいただきましたが、今までの実態を知らない答弁なんじゃないかなというふうに思います。

体育館を利用する場合、土曜日や日曜日、夜ではありますけれども、大きな大会などがありますときび会館体育館の裏道であった今の送迎用の道に車がたくさんとまっていたし、切り倒した木の間にもたくさん車をとめていたということです。今後ともまた検討をしていっていただきたいと思います。また、このことについては、一番地元の方がいろいろなことについて目にすることであると思いますので、区会も定期的に関われています。また、その中で心配されていることなども役場のほうから聞きに行くということがしばらくの間、大切なことではないかなというふうに考えます。何か心配なことはないか、意見がないか、こちらから聞きに行く姿勢が大事だということを考えますが、いかがですか。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

建物建ってまだ日が浅いし、施設としてもまだ日が浅いということで、今後も区の区長さんをはじめ、区に対して何かイベントの後にでもまたどういう状況やったかということはお聞きして、対応等していきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

それでは、ぜひ今答弁いただいたように、今後とも区の方の意見などを聞きながら、そしてまたお母さん方の意見も聞きながら、保育行政進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

本日の会議は、これで散会します。

なお、次回の本会議は6月21日火曜日、午前9時30分に会議します。

~~~~~

散会 16時35分